

山 梨 県 土 地 開 発 公 社
改 革 プ ラ ン の 実 施 状 況
(経 営 健 全 化 方 針 に 基 づ く 取 組 状 況)

令 和 3 年 2 月

I 山梨県土地開発公社改革プランの概要

1. 改革プランの基本方針

・土地開発公社は、設立以来、公共用地等の取得、管理、処分等に取り組んできたところであるが、健全な経営の継続が困難な状況となったことから、平成22年12月に策定(平成25年3月及び平成29年3月に改定)された「山梨県土地開発公社改革プラン」に基づき、次の基本方針により事業を行う。

- 新規事業は行わない。
- プロパー職員は配置しない。
- 未売却の工業団地の販売に取り組む。
- 工業団地売却益などの収益は長期借入金の返済に充てる。
- 平成49(令和19)年度までに債務処理を終了し、公社を解散する。

2. 債務処理の考え方

・米倉山造成地及び市川三郷町大塚地区拠点工業団地に係る公社の債務については、県が短期無利子貸付金を公社に貸付け、金融機関からの借入金を返済し、利息負担を抑制するとともに、平成49(令和19)年度まで県が補助金を公社に支出することにより、順次債務の解消を図る。

II 改革プランの実施状況について

1. 進捗状況

- ・市川三郷町大塚地区拠点工業団地の瑕疵問題に係る損害への対応について、裁判上の和解が成立しなかった一者と私法上の和解を締結し、平成29年度に和解金を収入。
- ・未売却であった八田御勅使南地区拠点工業団地の1区画について、平成29年度に売却し、販売が終了した。
- ・中央市立田富北保育園駐車場について、計画どおり平成29年度に償還が完了したことから、全ての公有地取得事業が終了した。
- ・平成29年度～令和2年度は、改革プランに基づき、山梨県の債務処理補助金により予定どおり債務を縮減した。
- ・市川三郷町大塚地区拠点工業団地の太陽光発電施設用地としての貸し付けは、安定的に推移している。

【現行改革プラン（実施期間：平成29年度～令和2年度）の実施状況】

○上段は計画、下段は令和元年度末時点の状況

区分		29年度	30年度	元年度	2年度	備考
運営業務						
法人業務等	計画	→				解散時まで
	実績	→		→	■	予定どおり実施
債務処理	計画	→				令和19年度まで
	実績	→		→	■	予定どおり縮減
事業						
公有地取得 (残務整理)	計画	→				平成29年度終了
	実績	→			■	平成29年度終了
土地造成						
・保有地の売却	計画	→		→		未売却時には処理策を再検討
	実績	→			■	平成29年度に売却完了
・保有地の貸付	計画	→				令和17年度まで
	実績	→		→	■	予定どおり貸付継続

2. 債務処理の状況

・改革プランの債務処理スキームに基づき、山梨県の債務処理補助金等により債務を縮減した。

団地名	H31.3 現在	R2.3 現在	削減額
米 倉 山	66.5 億円	64.5 億円	2.0 億円
市 川 三 郷	5.0 億円	4.7 億円	0.3 億円
計	71.5 億円	69.2 億円	2.3 億円

3. 公有地取得事業

・市町村の委託により取得した土地の取得費等については、計画的に償還を受け、改革プランどおり平成29年度末で終了した。

4. 土地造成事業

(1) 市川三郷町大塚地区拠点工業団地未分譲地の活用

- ・市川三郷町大塚地区拠点工業団地における未分譲地は、工業団地としての販売を断念し、大規模太陽光発電施設の設置運営を行う事業者に貸し付けることを決定した。
- ・平成25年12月に一般競争入札を実施し、平成26年5月に事業用定期借地権設定契約を締結、同年6月1日から貸し付けを開始した。

貸付面積 24,698.10 m²

貸付期間 平成26年6月1日～平成47(令和17)年5月31日(21年間)

貸付料 年額 1,780 万円(総額:3億7,380万円)

賃借人 株式会社 YEG

(2) 八田御勅使南地区工業団地の売却

- ・平成30年1月11日、甲信越エア・ウォーター株式会社と売買契約を締結し、17,512.86 m²を売却したことにより、未分譲の工業団地の売却は完了した。

5. あっせん等事業

- ・国、地方公共団体等からの委託により土地の取得等を行うあっせん事業については、改革プランに基づき平成23年度以降、新規事業は実施していない。

6. 職員体制

- ・平成25年度までに全てのプロパー職員を退職させ、平成26年度から県派遣職員1名及び事務員1名、合計2名の体制となっている。

7. 未収金の状況

団地名	H31.3 現在	R2.3 現在
ビジネスパーク	5.1 億円	5.1 億円

※未収金は、回収見込額を0.3億円とし、貸倒引当金を△4.8億円としている。

Ⅲ 山梨県土地開発公社の財務状況について

1. 損益の状況(平成31年4月1日～令和2年3月31日)

- ・市川三郷町大塚地区拠点工業団地の賃貸により1,780万円の収益があった。
- ・米倉山造成地に係る債務処理補助金2億円及び市川三郷町大塚地区拠点工業団地に係る債務処理補助金約3,046万円の県の財政支援により、公社の債務の縮減を進めることができた。
- ・この結果、令和元年度の当期利益は約2億3,836万円となった。

2. 資産及び負債等の状況(令和2年3月31日現在)

- ・令和元年度の公社が保有する資産は、事業未収金が約875万円、賃貸事業用土地など、合計で約7億8,922万円となった。
- ・一方、負債の部については、短期借入金や債務処理補助金の県の財政的支援により、負債合計は約69億5,850万円となった。
- ・結果として、平成30年度末に比べ、負債合計は約2億3,048万円圧縮した。

損 益 計 算 書

平成31年4月1日から令和2年3月31日まで

(単位:円)

科 目	A 令和元年度	B 平成30年度	増減 (A-B)
1 事業収益			
(1) 土地造成事業収益	17,800,000	17,800,000	0
(ア) 造成地賃貸収益	17,800,000	17,800,000	0
事業収益計	17,800,000	17,800,000	0
2 事業原価			
(1) 土地造成事業原価	2,388,900	2,388,900	0
(ア) 造成地賃貸原価	2,388,900	2,388,900	0
事業原価計	2,388,900	2,388,900	0
事業総利益(損失)	15,411,100	15,411,100	0
3 販売費及び一般管理費			
(1) 人件費	4,320,419	4,281,135	39,284
(2) 経費	3,016,522	2,805,838	210,684
販売費及び一般管理費計	7,336,941	7,086,973	249,968
事業利益(損失)	8,074,159	8,324,127	△ 249,968
4 事業外収益			
(1) 受取利息	7,618	7,857	△ 239
(2) 雑収益	230,458,000	230,458,000	0
(ア) 補助金	230,458,000	230,458,000	0
事業外収益計	230,465,618	230,465,857	△ 239
5 事業外費用			
(1) 支払利息	182,189	188,061	△ 5,872
事業外費用計	182,189	188,061	△ 5,872
経常利益(損失)	238,357,588	238,601,923	△ 244,335
当期純利益(損失)	238,357,588	238,601,923	△ 244,335
当期利益(損失)	238,357,588	238,601,923	△ 244,335

貸 借 対 照 表

令和2年3月31日現在

(単位:円)

科 目	A 令和元年度	B 平成30年度	増減 (A-B)
I 資産の部			
1 流動資産			
(1)現金及び預金	205,310,063	197,416,221	7,893,842
(2)事業未収金	8,747,506	8,762,308	△ 14,802
流動資産合計	214,057,569	206,178,529	7,879,040
2 固定資産			
(1)有形固定資産			
(ア)車輛その他の運搬具	1	1	0
有形固定資産合計	1	1	0
(2)投資その他の資産			
(ア)賃貸事業の用に供する土地	512,651,201	512,651,201	0
(イ)預り保証金引当特定預金	37,380,000	37,380,000	0
(ウ)破産債権	511,178,450	511,178,450	0
(エ)貸倒引当金	△ 486,050,450	△ 486,050,450	0
投資その他の資産合計	575,159,201	575,159,201	0
固定資産合計	575,159,202	575,159,202	0
資産合計	789,216,771	781,337,731	7,879,040
II 負債の部			
1 流動負債			
(1)未払金	797,552	800,039	△ 2,487
(2)短期借入金	6,919,988,000	7,150,446,000	△ 230,458,000
(3)預り金	91,219	115,443	△ 24,224
(4)引当金	243,932	237,769	6,163
(ア)賞与引当金	243,932	237,769	6,163
流動負債合計	6,921,120,703	7,151,599,251	△ 230,478,548
2 固定負債			
(1)その他の固定負債	37,380,000	37,380,000	0
(ア)預り保証金	37,380,000	37,380,000	0
固定負債合計	37,380,000	37,380,000	0
負債合計	6,958,500,703	7,188,979,251	△ 230,478,548
III 資本の部			
1 資本金			
(1)基本財産	20,000,000	20,000,000	0
(ア)山梨県出資	20,000,000	20,000,000	0
資本金合計	20,000,000	20,000,000	0
2 準備金(欠損金)			
(1)前期繰越準備金(欠損金)	△ 6,427,641,520	△ 6,666,243,443	238,601,923
(2)当期利益(損失)	238,357,588	238,601,923	△ 244,335
準備金(欠損金)合計	△ 6,189,283,932	△ 6,427,641,520	238,357,588
資本合計	△ 6,169,283,932	△ 6,407,641,520	238,357,588
負債資本合計	789,216,771	781,337,731	7,879,040

経営健全化方針に基づく取組状況（令和2年度）

○法人名：山梨県土地開発公社

○経営健全化方針を策定した理由

・本県では、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の将来負担比率に算入された額（県負担見込額）の状況等から、山梨県土地開発公社を含む経営が悪化していると判断された5法人（注1）について、弁護士、公認会計士、学識経験者等の外部の専門家を含めた「山梨県出資法人経営検討委員会」を設置し、改革の方向性等の検討を行い、その検討結果に基づき「改革プラン」を策定し、必要に応じ改定を行ってきました。

・総務省通知「第三セクター等の経営健全化方針の策定について」（平成30年2月20日付け総財公第26号総務省自治財政局公営企業課長通知）により、相当程度の財政的リスクが存在する第三セクター等と関係を有する地方公共団体は、抜本的改革を含む経営健全化のための具体的な対応等を内容とする経営健全化のための方針（以下「経営健全化方針」という。）の策定・公表が求められたところ、山梨県土地開発公社は、平成29年度決算において債務超過額が約6,646,243千円であり、経営健全化方針の策定要件（1）「債務超過法人」に該当することから、「山梨県土地開発公社改革プラン」を経営健全化方針としても位置付け、引き続き抜本的改革を推進することとしました。

（注1）山梨県土地開発公社、（公財）山梨県環境整備事業団、（公財）山梨県農業振興公社、山梨県住宅供給公社、（公財）山梨県林業公社（林業公社については平成28年度解散）

○財政的リスクの状況

	平成29年度 決算（注2）	平成30年度 決算（注3）	令和元年度 決算（注3）
債務超過額	△ 6,646,243 千円	△ 6,407,642 千円	△ 6,169,284 千円
土地開発公社のうち債務保証又は損失補償の対象となっている保有期間5年以上の土地の簿価総額（A）	512,651 千円	512,651 千円	512,651 千円
損失補償、債務保証及び短期貸付けの合計額（B）	7,636,584 千円	7,150,446 千円	6,919,988 千円
標準財政規模（C）	261,114,964 千円	258,035,370 千円	260,600,194 千円
実質赤字比率	3.75%	3.75%	3.75%
（A）／（C）	0.20%	0.20%	0.20%
（B）／（C）	2.92%	2.77%	2.66%

（注2）経営健全化方針の策定が必要となった決算年度の数値、（注3）直近の決算年度の数値

1 前回プラン(平成25年3月改定)の概要

- ・平成23年度以降、新たな事業は行わず、公社を実質的に廃止する。
 - ・平成26年度以降、公社にプロパー職員を配置しない。
 - ・未売却の工業団地の販売に今後とも鋭意取り組む。
 - ・工業団地売却、未収金回収などの収益は公社の債務の返済に充てる。
 - ・米倉山造成地及び市川三郷工業団地に係る債務を計画的に処理する。
 - ・米倉山造成地及び市川三郷工業団地に係る債務処理終了後、平成49年度に公社を解散する。
- ⇒ 今回の改定においても、これらの基本的な方針を維持

2 公社の現況(平成28年度末見込)

(1) 財務状況

- ・県が債務保証している借入金合計は、78.7億円
- ・公社の手持現金は約1.6億円
- ・今後、未分譲工業団地の売却や未収金回収、土地の賃貸料を除き、大きな収入の見込みはない。

(2) 借入金の状況 (H28年度末見込)

団地名	借入金(億円)
①米倉山	70.5
②市川三郷	8.2※
合計	78.7

※H28年度当初の県費付額8.3億円から和減金0.15億円を減額した額

3 状況の変化と対応方針

- (1) 市川三郷工業団地の瑕疵問題に係る損害への対応
- ・瑕疵問題の調査において、廃棄物投棄あるいは、埋設物があることを告げずに売買を行ったと特定した2者に対する損害賠償訴訟については、公社の主張が全的に認められ、1者とは和解により和減金を収入し、もう1者とは判決により損害賠償額が確定した。
 - ⇒収入済みの和減金を債務処理に充当するとともに、今後は、損害賠償額の回収に努める。

(2) 瑕疵問題のあった土地の隣接未分譲地の活用

- ・瑕疵問題の調査において、隣接の未分譲地についても埋設物が存在する可能性が高いと判断されたことから、販売を断念したところであるが、その活用を検討した結果、太陽光発電施設用地として、民間企業に貸し付けを実施した。
- ⇒引き続き、太陽光発電施設用地として、民間企業に貸し付けを行う。

(3) その他売却工業団地等

- ・販売が完了していない八田御勅使南地区拠点工業団地については、平成31年度末までの売却を目指す。
- ⇒販売による収益等については、債務処理に充当する。

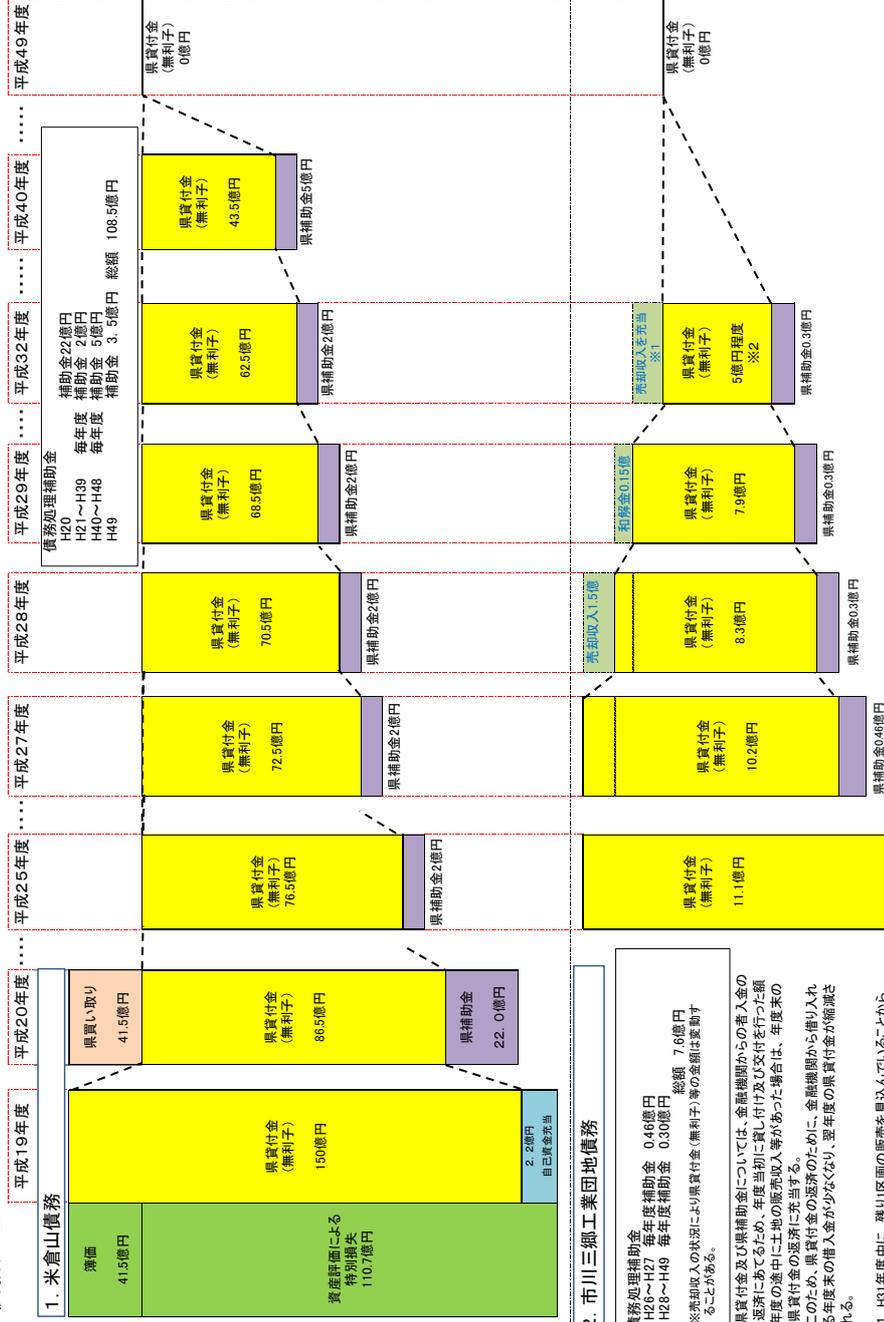
4 債務処理の考え方

- ・米倉山造成地の債務(70.5億円)及び市川三郷工業団地の債務(8.2億円)については、額が大いことから、県からの無利子貸付金と債務解消のための補助金、及び販売した土地の収益等により、計画的に処理を進める。
- ・債務処理が完了する平成49年度に公社を解散する。

5 実施期間・実施方針・職員体制

- (1) 実施期間 H29年度～H32年度
- (2) 事業実施方針
- ①公有地取得事業
新規の事業は行わず、平成29年度末まで残務処理を行う。
- ②土地造成事業
ア 八田御勅使南地区拠点工業団地
平成31年度末の完売を目指し、積極的な販売促進に努める。
イ 市川三郷町大塚地区拠点工業団地(隣接未分譲地)
太陽光発電施設用地として貸し付けを継続する。

債務処理のスキーム



- ③あっせん等事業
新規事業は行わない。
- (3)債務の処理
引き続き、公社の債務を計画的に処理する。また、八田御勅使南地区拠点工業団地の販売による収益は、債務の返済に充て、その縮減を図る。

(4)職員体制

引き続き、土地開発公社としては、プロパー職員は置かない。

6 改革プランの点検評価

- ・改革プランの実施状況を、毎年度、経営検討委員会に報告し、点検評価を実施する。
- ・計画期間中であっても、公社の経営に重大な影響を及ぼす状況の変化があった場合は、必要に応じプランを改定する。

1 前回プラン(平成25年3月改定)の概要

- ・平成23年度以降、新たな事業は行わず、公社を実質的に廃止する。
- ・平成26年度以降、公社にプロパー職員を配置しない。
- ・未売却の工業団地の販売に今後とも鋭意取り組む。
- ・工業団地売却、未収金回収などの収益は公社の債務の返済に充てる。
- ・米倉山造成地及び市川三郷工業団地に係る債務を計画的に処理する。
- ・米倉山造成地及び市川三郷工業団地に係る債務処理終了後、平成49年度に公社を解散する。

⇒ 今回の改定においても、これらの基本的な方針を維持

2 公社の現況(令和元年度末見込)

(1) 財務状況

- ・県が債務保証している借入金合計は約69.2億円
- ・公社の手持現金は約2.1億円
- ・今後、未収金回収や土地の賃貸料を除き、大きな収入の見込みはない。

(2) 借入金の状況(令和元年度末見込)

団地名	借入金(億円)
① 米倉山	64.5
② 市川三郷	4.7
合計	69.2

3 状況の変化と対処方針

- 市川三郷町大塚地区拠点工業団地の瑕疵問題に係る損害に対する対応
 - ・瑕疵問題の調査において、廃棄物投棄あるいは、埋設物があることを告げずに売買を行ったと特定した二者に対する損害賠償訴訟については、公社の主張が全面的に認められ、一者とは和解により和解金を収入し、もう一者とは判決により損害賠償額が確定した。
 - ⇒ 判決額全額の支払いは不可能として、私法上の和解契約の申し入れがあり、検討の結果、和解契約を締結し和解金を収入した。
- 瑕疵問題のあった土地の隣接分譲地の活用
 - ・瑕疵問題の調査において、隣接の分譲地についても埋設物が存在する可能性が高いと判断されたことから、販売を断念したところであるが、その活用を検討した結果、太陽光発電施設用地として、民間企業に貸し付けを実施した。
 - ⇒ 引き続き、太陽光発電施設用地として、民間企業に貸し付けを行う。
 - 貸付期間 H26.6.1~R17(H47).5.31 17,800千円/年
- その他未売却工業団地等
 - ・販売が完了していない八田御勸使南地区拠点工業団地については、令和元(平成31)年度末までの売却を目指す。
 - ⇒ 平成30年1月に売却し、販売による収益は、債務処理に充当した。

4 債務処理の考え方

- ・米倉山造成地の債務(64.5億円)及び市川三郷工業団地の債務(4.7億円)については、額が大きいことから、県からの無利子貸付金と債務解消のための補助金により、計画的に処理を進める。
- ・債務処理が完了する令和19(平成49)年度に公社を解散する。

5 実施期間・実施方針・職員体制

- 実施期間 平成29年度～令和2(平成32)年度
- 事業実施方針
 - 公有地取得事業
新規の事業は行わず、平成29年度末まで債務処理を行う。⇒完了
 - 土地造成事業
八田御勸使南地区拠点工業団地
令和元(平成31)年度末の売売を目指し、積極的な販売促進に努める。⇒完了

6 改革プランの点検評価

- ・改革プランの実施状況を、毎年度、経営検討委員会に報告し、点検評価を実施する。
- ・計画期間中であっても、公社の経営に重大な影響を及ぼす状況の変化があった場合は、必要に応じプランを改定する。

(4) 職員体制

引き続き、土地開発公社としては、プロパー職員は置かない。

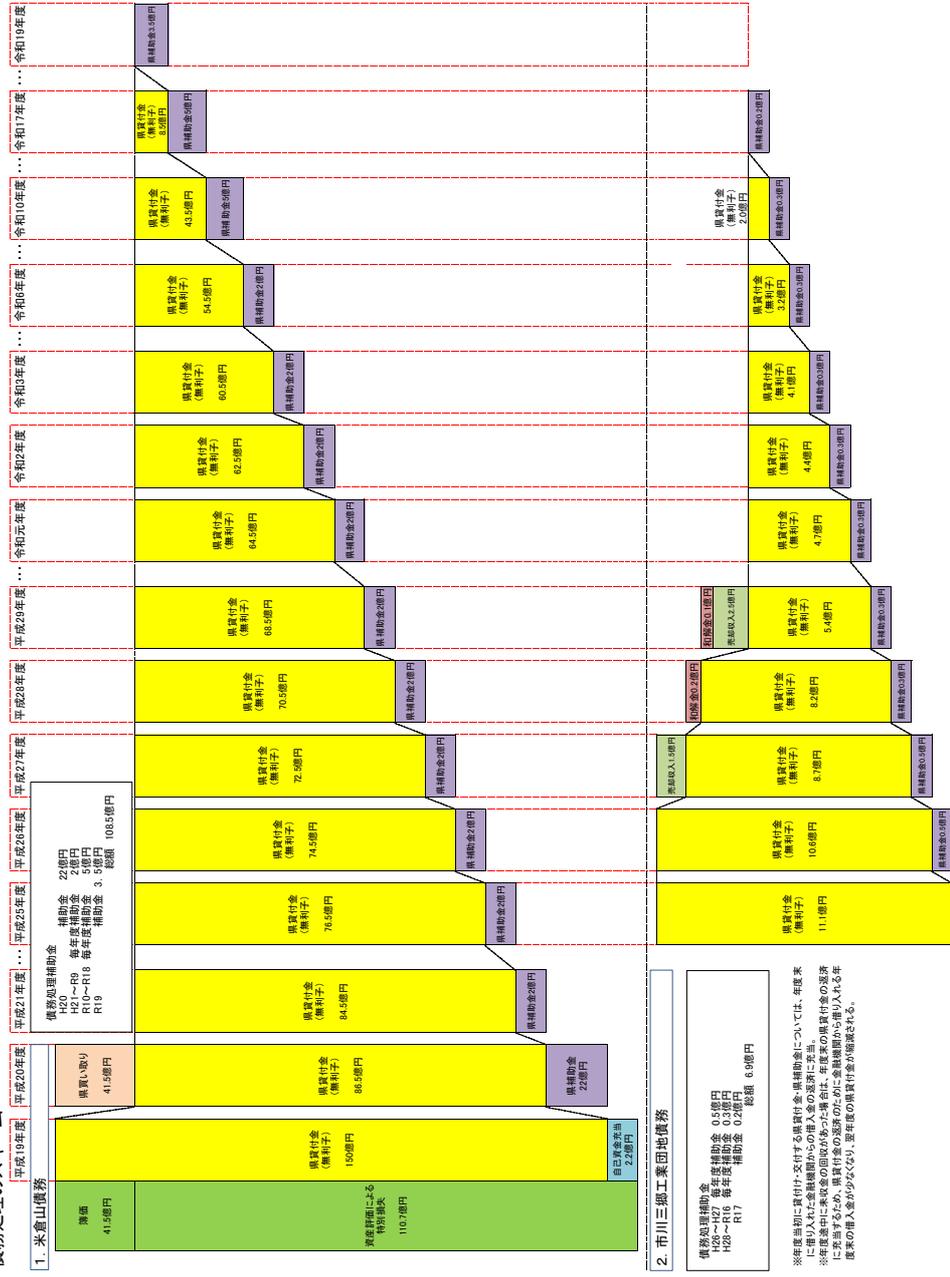
(3) 債務の処理

引き続き、公社の債務を計画的に処理する。また、八田御勸使南地区拠点工業団地の販売による収益は、債務の返済に充て、その縮減を図る。⇒充当済

(3) あっせん等事業

新規事業は行わない。

債務処理のスキーム



山梨県土地開発公社改革プラン

平成 2 9 年 3 月改定

山梨県

目 次

第 1	前改革プラン策定（H25.3）までの経緯	1
1	土地開発公社の設立と役割	1
2	経営悪化と経営再建に向けた取り組み	1
3	改革プランの策定	2
第 2	市川三郷町大塚地区拠点工業団地への対応	5
1	改革プラン策定（H22.12）後の状況の変化	5
2	改革プランの改定（H25.3）方針	6
3	状況の変化への対処方針	6
第 3	公社の現状	7
1	事業概要	7
2	財務状況	7
3	米倉山造成地に係る損失処理	9
4	市川三郷工業団地に係る損失処理	9
5	長期保有土地の状況と借入金	9
6	未収金の状況	10
7	継続中の事業	10
第 4	改革プランの改定	11
1	前回改定時からの状況の変化	11
2	改定とその方向性	11
3	状況の変化への対処方針	12
第 5	改定後の改革プランの実施期間、実施方針	13
1	実施期間	13
2	改革の工程表	13
3	残務の処理	13

4	職員体制	14
5	県の公社への指導監督	14
6	改定後の改革プランにおける債務処理	14
第6	改革の点検評価	16
○	債務処理のスキーム	17

第1 前改革プラン策定（H25.3）までの経緯

1 土地開発公社の設立と役割

山梨県土地開発公社（以下「公社」という。）は、公共用地等の取得、管理、処分等を行うことにより、地域の秩序ある整備と県民福祉の増進に寄与することを目的に、昭和43年財団法人山梨県公共用地開発公社として設立され、昭和49年、「公有地の拡大の推進に関する法律」に基づき、山梨県土地開発公社に変更されて現在に至っている。この間、芸術の森公園、塩川ダムなどの公共用地の先行取得や工業団地の造成など県事業の推進に多大な貢献をしてきた。

公社の主な業務

公有地取得事業	地方公共団体の委託に基づき公共用地等を先行取得し、地方公共団体が再取得するまでの間、管理する。
土地造成事業	公社が、住宅用地、工業用地等の取得、造成を行い販売する。
あっせん等事業	国、地方公共団体等からの委託により、土地の取得等を行う。

2 経営悪化と経営再建に向けた取り組み

バブル経済崩壊後の長引く景気低迷により地価の下落が続き、地価の継続的な上昇を前提とした公社の経営は極めて厳しい状況となり、抜本的な対策が必要となった。

そのため公社では、平成13年3月に経営再建計画を策定し、長期保有土地の早期処分や米倉山造成地の借入金の金利負担を避けるための県からの無利子貸付けへの転換、住宅供給公社及び道路公社との管理部門の一元化による経費の節減など経営再建に取り組んできた。

しかしながら、米倉山造成地は具体的活用策が見い出せず、地区拠点工業団地も、未分譲区画の課題や公共事業の縮減などに伴う公有地取得事業量の減少など、公社の経営は厳しい状況が続いた。

このため、平成17年3月、経営再建計画を改定し、未分譲の地区拠点工業団地を平成21年度までに分譲完了することを目指すとともに、米倉山造成地の活用策の検討や人員の削減等による経営合理化を進めてきた。

さらに、米倉山造成地については、県が、平成19年12月に行政改革大

綱を策定し、主体的に多様な活用を行えるよう、土地開発基金により、簿価（４１．５億円）で土地を取得した上で、土地開発公社に生じる１１０．７億円の特別損失について、一般会計からの経営再建支援補助金により、平成２０年度以降３０年かけて解消することとした。

また、平成２０年４月に、山梨県地域整備公社として地方３公社を一元化し、共通役員制の導入や組織の実質的統合による人材の効率的配置により、職員数を削減するなど、より一層の経営合理化を進めてきた。

3 改革プランの策定

総務省は、平成２０年６月、経営が著しく悪化したおそれのある第三セクター等の改革について、ガイドラインを示した。さらに、平成２１年６月、第三セクター等改革推進債（以下「改革推進債」という。）を活用し、存廃を含めた抜本的改革を行うよう助言を行った。

また、県としても財政健全化に取り組んでおり、将来負担比率の抑制を行う必要があることから、外部有識者等からなる山梨県出資法人経営検討委員会を設置し、公社の経営状況等の評価と存廃も含めた抜本的な経営改革策の検討を行い、平成２２年１２月に「山梨県土地開発公社改革プラン」を策定した。

(1) 改革プランの概要

改革プランにおいては、実施期間を平成２２年度から平成２５年度までの４年間とし、公有地取得事業、土地造成事業、あっせん等事業について、平成２３年度以降は新たな事業を行わずに残務の処理を行い、米倉山造成地の債務について、行政改革大綱に基づき処理を行い、平成４９年度を目途に公社を解散することとした。

(2) 債務処理と県財政への影響

改革推進債を活用する場合、平成２６年度の公社の解散を想定すると、平成２５年度末に県が損失補てんしている米倉山造成地に係る公社の借入金残高は７６．５億円であり、この債務を処理するために必要な費用は、１５年償還の場合でも償還額はピーク時に６．５億円を超える見通しとな

る。

一方、行政改革大綱による損失処理の場合には、平成20年度から30年間かけて債務を処理することとなっており、平成39年度までは毎年2億円、平成40年度以降は毎年5億円、最終の平成49年度は3.5億円の負担となる。

厳しい財政状況が続く中で、今後、概ね20年間は多くの職員が定年退職を迎え、義務的経費である退職手当に要する多額の財政負担が見込まれることや、住宅供給公社や林業公社等についても債務の処理が課題となっており、今後も厳しい財政の舵取りが続くと想定されることから、県の財政負担の平準化を図る必要がある。

行革大綱の損失処理スキームと改革推進債利用の場合の比較結果

	県費の負担期間及び負担額
行政改革大綱	平成22～39年度 ⇒ 年2.0億円
	平成40～48年度 ⇒ 年5.0億円
	平成49年度 ⇒ 年3.5億円
改革推進債 (10年償還)	平成22～25年度 ⇒ 年2.0億円
	平成26～35年度 ⇒ 年7.8億～8.8億円
改革推進債 (15年償還)	平成22～25年度 ⇒ 年2.0億円
	平成26～40年度 ⇒ 年5.3億～6.5億円

注)

「改革推進債については、公社を解散することを前提に平成25年度末まで残務処理を行い、平成25年度末に起債した場合の資産額とした。

なお、この場合も、平成25年度までは、行政改革大綱の損失処理スキームにより、年2億円の補助金を交付することを前提としている。

(3) 抜本的改革の方向

公社の基幹的な業務である公有地取得事業や土地造成事業については、長期にわたる地価の下落や公共事業の縮減により、その意義が薄れてきている。

また、中部横断自動車道や西関東連絡道路などの用地交渉業務を受託するあっせん等事業は、一定の公益的な役割を果たしてきたが、公社の基幹的な業務ではなく、将来的にも安定した業務量の確保は難しい。

さらに、公社は平成21年度末現在で105.1億円の借入金を抱えて

いるばかりでなく、経常損益の実質的な赤字が続いており、採算性の面から、今後においても健全な経営の継続が困難な状況であり、平成23年度以降、新たな事業は行わず、保有土地の売却などの残務処理のみを行い、公社を実質的に廃止することとした。

なお、債務の処理については、県の財政負担の平準化を図る観点から、行政改革大綱に基づき計画的に処理し、公社の解散は、債務処理終了後に行うこととした。

第2 市川三郷町大塚地区拠点工業団地への対応

1 改革プラン策定（H22.12）後の状況の変化

平成22年12月に策定した改革プランにおいては、実施期間を平成25年度までとしていたところであるが、平成23年3月に公社が販売した工業団地の土地において、造成上の瑕疵があることが判明し、公社はこの問題に対応せざるを得ない状況となったことから、改革プランの改定を行った。

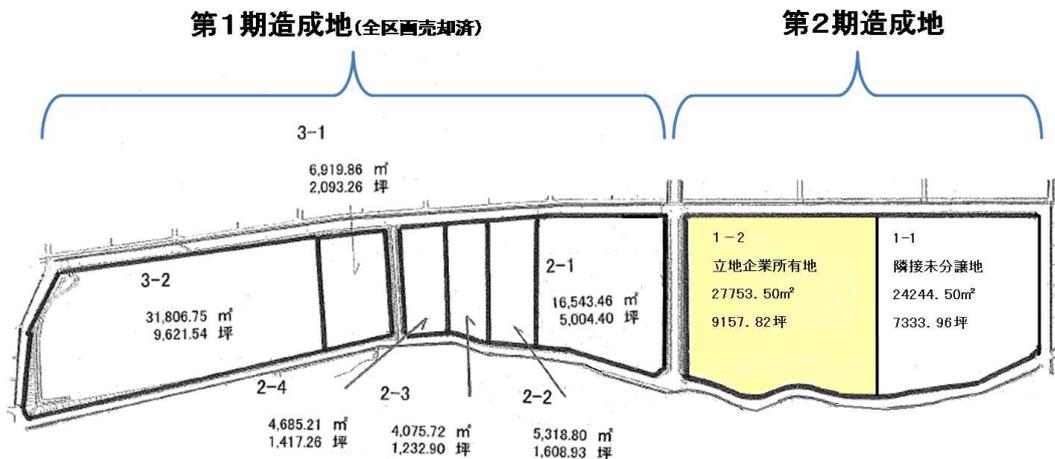
（1）市川三郷町大塚地区拠点工業団地の瑕疵問題

平成24年4月、市川三郷町大塚地区拠点工業団地（以下「市川三郷工業団地」という。）に入居した立地企業が、工場建設のため自己所有地（以下「立地企業所有地」という。）を掘削したところ、通常の造成工事では混入されない大量の転石や廃棄物等が発見され、企業の工場建設に支障が生じたため、公社は売主としての瑕疵担保責任により、転石、廃棄物の撤去・除去等に要した約6.5億円の新たな債務を負うこととなった。

（2）隣接未分譲地の状況

（1）の立地企業所有地と同時期に、一体的に整備したため、隣接未分譲地についても、造成に適さない転石や廃棄物等が発見される可能性が高いと判断される状況となっている。

なお、この隣接未分譲地2.4haについては、造成等に伴う、金融機関からの借入金が4.6億円残っていた。



2 改革プランの改定（H25.3）方針

策定時から社会経済情勢等に大きな変化がないことから、主要な方針については継続することとし、公社の財務状況、借入金や未収金の状況等について整理した上で、今回の事態により発生した新たな問題に係る対処方針を追加し、実施期間を平成25年度から平成28年度までの4年間とする改定を行うこととした。

3 状況の変化への対処方針

（1）市川三郷工業団地の修復工事に伴う借入金

市川三郷工業団地の修復に伴う経費約6.5億円については、県からの債務保証を受け、公社が新たに金融機関から借り入れることにより対応した。この借入金については、公社の厳しい財務状況に鑑みると、実質的に廃止となっている公社が、今後自力で解消することは不可能である。

（2）市川三郷工業団地の隣接未分譲地

隣接未分譲地については、前述のように今回修復した立地企業所有地と同時期に、一体的に整備しており、造成に適さない転石や廃棄物等が埋設されていることが予想され、これを修復すると多額の追加経費を要すると考えられることから、公社の負債を最小化するため、工業団地としての販売を断念し、今後、他の活用策を検討していくこととした。

以上のことから、公社は平成49年度の解散までに全ての債務を解消しなければならないため、県は公社が行う債務処理（市川三郷工業団地の修復工事に伴う借入金の約6.5億円及び市川三郷工業団地の隣接未分譲地造成に要した借入金の4.6億円の合計11.1億円）に対し、新たに支援することとした。

第3 公社の現状

1 事業概要

平成28年度末までの公社の事業については、改革プランに基づく米倉山造成地に係る債務処理及び市川三郷工業団地の瑕疵問題に係る債務処理を行うとともに、公有地取得事業及び土地造成事業などの継続事業の残務処理を実施している。

2 財務状況

(1) 資産及び負債等の状況

平成28年度決算見込みでは、公社が保有する資産は、市が再取得するまでの間保有している公有地1件で192万円余、未売却の地区拠点工業団地2区画で7億1千万円余など、合計で約9億8千万円となる見込みである。

一方、公社の負債については、短期借入金78億6千万円余、長期借入金192万円余、預り保証金3千7百万円余など、合計で約79億7百万円となる見込みである。

また、前期繰越損失68億4千万円余と未分譲用地1区画の評価替えなどによる当期損失1億3百万円余を合わせた結果、欠損金（債務超過額）は69億4千万円余となる見込みである。

なお、欠損金（債務超過額）の増加が見込まれるが、これは、公社の保有土地の評価替えに伴うものであり、新たな借入や県からの支援が必要となるものではない。

貸借対照表

H29.3.31見込
(単位:百万円)

資産の部		負債及び資本の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流動資産	399	I 流動負債	7,868
1 現金及び預金	182	1 未払金	1
2 事業未収金	8	2 短期借入金	7,867
3 代行用地	2	3 預り金	0
4 完成土地等	207	4 引当金	0
II 固定資産	582	(1) 賞与引当金	0
1 有形固定資産	0	II 固定負債	39
2 投資その他の資産	1,061	1 長期借入金	2
(1) 賃貸事業の用に供する土地	513	2 その他の固定負債	37
(2) 預り金保証金引当特定預金	37	(1) 預り金保証金	37
(3) 破産債権	511	III 資本金	20
3 貸倒引当金	△ 480	1 基本財産	20
		IV 欠損金	△ 6,946
		1 前期繰越損失	△ 6,843
		2 当期損失	△ 103
合 計	981	合 計	981

注) 四捨五入により、50万円未満は0となっている。

(2) 損益の状況

平成28年度における収益については、事業収益が公有地取得事業収益6百万円余と土地造成事業収益1千7百万円余、事業外収益2億3千万円余など、合計約2億5千6百万円となる見込みである。

一方、費用については、事業原価9百万円余と販売費及び一般管理費8百万円余など、合計1千8百万円余であり、この結果、経常収支は経常利益約2億3千7百万円となり、経常利益に特別利益として、市川三郷工業団地の瑕疵問題に係る裁判における和解金1千5百万円、及び保有土地の評価替えに伴う特別損失3億5千万円余を加えた結果、当期損失は約1億3百万円となる見込みである。

損益計算書

H29.3.31見込

(単位:千円)

科 目	金 額
I 事業収益	24,777
1 公有地取得事業収益	6,977
2 土地造成事業収益	17,800
II 事業原価	9,627
1 公有地取得事業原価	6,977
2 土地造成事業原価	2,650
事業総利益	15,150
III 販売費及び一般管理費	8,989
事業利益	6,161
IV 事業外収益	231,317
1 受取利息	22
2 雑収益	231,295
V 事業外費用	73
1 支払利息	73
経常利益	237,405
VI 特別利益	15,000
VII 特別損失	355,839
当期損失	103,434

3 米倉山造成地に係る損失処理

県が債務保証を行っている米倉山造成地に係る公社の短期借入金については、行政改革大綱及び改革プランに基づく債務処理対策補助金等により平成20年度から平成28年度までに約79億5千万円を処理し、平成28年度末の残高は70億4千5百万円となる見込みである。

4 市川三郷工業団地に係る損失処理

市川三郷工業団地の瑕疵問題に係る短期借入金については、改革プランに基づき平成25年度から平成28年度までに約2億8千8百万円処理し、平成28年度末の残高は8億2千2百万円余となる見込みである。

5 長期保有土地の状況と借入金

平成28年度末で10年以上保有している土地は、未分譲の地区拠点工業

団地の用地2区画、4.2haとなっている。

なお、公有地取得事業に係る借入金192万円余については、市が計画的に公有地を再取得するとともに債務保証も行っていることから、確実に返済されるものであり、平成29年度末をもって解消される見込みである。

6 未収金の状況

売却済み土地の未収金等の状況(H29.3.31見込み)

(単位:億円)

工業団地名	販売契約年度	未収金等
山梨ビジネスパーク	H10～14	5.1

注)未収金等は、破産債権であり、回収が見込める金額は、0.3億円であることから、別途、貸倒引当金を△4.8億円としている。

7 継続中の事業

(1) 公有地取得事業

市町村の依頼により土地の先行取得を行う公有地取得事業は、依頼元の市町から償還が計画的に行われており、継続中の事業については、平成30年3月に完了する見込みである。

依頼元	公社取得年月	取得した土地	償還完了年月
中央市	H20年2月	中央市立田富北保育園駐車場	H30年3月

(2) 土地造成事業

工業用地の分譲については、山梨ビジネスパーク1区画(0.8ha)の販売を行った結果、残る用地は、八田御勅使南地区拠点工業団地の1区画(約1.8ha)となっている。

また、市川三郷工業団地の1区画(約2.4ha)については、太陽光発電施設用地として貸し付けを行っている。

第4 改革プランの改定

前回改定した改革プランの実施期間が終了することから、改革プランの改定を行うこととする。

1 前回改定時からの状況の変化

(1) 市川三郷工業団地の瑕疵問題に係る損害への対応

公社は、市川三郷工業団地の修復に伴う経費約6.5億円と工業団地としての販売を断念した隣接未分譲地の造成工事の借入金の残金約4.6億円について、新たに債務を負うこととなったが、瑕疵問題の調査において、廃棄物等を投棄したあるいは、埋設物があることを知りながら、そのことを告げずに売買を行った2者に対して、平成25年7月に損害賠償を求めて提訴した訴訟については、平成28年2月に公社の主張が全面的に認められた公社勝訴の判決が下された。その後、被告の2者が控訴したが、1者とは和解が成立し、1者とは控訴棄却の判決により、平成28年8月に第一審の損害賠償額が確定した。

なお、和解金については、収入済みである。

(2) 隣接未分譲地の活用

(1)の立地企業所有地と一体的に整備した隣接未分譲地については、瑕疵問題があった区画と同時期に、一体的に整備した区画であり、転石や廃棄物等が埋設されていることが予想されることから、工業団地としての販売を断念し、太陽光発電施設用地として貸し付けることとし、公募により選定した企業に貸し付けを行った。

貸付面積 24,698.10 m²

貸付先 株式会社YEG

貸付期間 平成26年6月1日～平成47年5月31日

貸付料 年額1,780万円

2 改定とその方向性

前回の改定時から社会経済情勢等の大きな変化がないことから主要な方針については継続することとし、前回改定時からの状況の進捗等を踏まえ改定

を行うこととする。

3 状況の変化への対処方針

(1) 市川三郷工業団地の瑕疵問題に係る損害賠償金

市川三郷工業団地の瑕疵問題にかかる損害賠償金については、その回収に努める。

(2) 市川三郷工業団地の隣接未分譲地の貸付

貸付に係る借地料については、当面の間は、公社解散までの団体の運営費及び不測の事態が生じた際の費用等に充てることとする。

なお、この収入については、今後、改革プランを改定する際に、改めて用途を検討することとする。

(3) その他の未売却工業団地

その他の未売却工業団地である八田御勅使南地区拠点工業団地の1区画については、平成31年度末までの売却を目指し、引き続き販売努力を続けていくこととする。

第5 改定後の改革プランの実施期間、実施方針

1 実施期間

平成29年度から平成32年度までの4年間とする。

2 改革の工程表

区 分	29年度	30年度	31年度	32年度	
運營業務					
法人業務等					→ 解散時まで
債務処理					→ 49年度まで
事 業					
公有地取得 (残務処理)	→	29年度終了			
土地造成					
・保有地の売却					○未売却時には処理を再検討
・保有地の貸付					→ 47年度まで

3 残務の処理

公社プロパー職員による残務処理期間は、平成25年度までで終了していることから、債務処理や公社を解散するまでの法人業務等は、地方三公社を一元化した地域整備公社で継続して処理を行う。

(1) 公有地取得事業

平成23年度以降は、新たな事業は行わないこととしており、現在、公社が管理等を行っている公共用地等を市が再取得する予定の最終期日である平成29年度末まで残務処理を行う。

(2) 土地造成事業

現在の経済状況を踏まえ、今後も新規の事業は行わないこととし、保有土地の販売等を進めるとともに、売却済み土地の未収金等についても、回収に向けて引き続き積極的な努力を行う。

① 八田御勅使南地区拠点工業団地等

保有中の土地については、保有期間が長くなるほど、利息負担や管理費等が増加することから、県や南アルプス市とも連携する中で、区画の分割

や売却価格の交渉に柔軟に対応するなど、平成31年度末までの完売を目指し、積極的な販売促進に努める。

なお、平成32年度当初においても、土地が未売却の場合、処分の方法について対応を再検討する。

さらに、売却済み土地の未収金等についても、早期の回収に向けて引き続き積極的な努力を行う。

② 市川三郷工業団地

隣接未分譲地は引き続き太陽光発電施設用地として貸付を継続する。

(3) あっせん等事業

今後も新たな事業は行わない。

4 職員体制

平成25年度までに全プロパー職員が人員整理により退職した。

引き続き、プロパー職員は置かず、債務処理や公社を解散するまでの公社の運営については、地域整備公社で処理することとする。

地域整備公社内の土地開発公社プロパー職員の配置状況

単位:人

	H22.4	H23.4	H24.4	H25.4	H26.4	H27.4	H28.4
土地開発公社の業務に従事	4	1	1	1	0	0	0
住宅供給公社の業務に従事	1	2	1	1	0	0	0
道路公社の業務に従事	1	0	0	0	0	0	0
計	6	3	2	2	0	0	0
整理退職		3	1		2		

5 県の公社への指導監督

市川三郷工業団地の瑕疵のあった造成地の売却問題を受けて、公社が組織のマネジメントや危機管理意識を強化するために策定した「土地開発公社分譲造成地瑕疵問題に対応した山梨県地域整備公社における業務改善等について」をもとに、県としても十分な指導助言を行うとともに、その実施状況を監視していく。

6 改定後の改革プランにおける債務処理

県では、平成49年度まで順次、公社の債務処理を行った後で、公社を解

散することとしているが、県の財政負担の平準化を図る観点から、引き続き計画的に処理する。

また、公社解散の時点では、公社の全ての債務を解消し、国の認可を受ける必要がある。そのため、土地造成事業に係る公社の債務については以下のとおり処理する。

なお、公社の事業のうち、公有地取得事業及びあっせん等事業については処理すべき債務は存在しない。

○ **米倉山造成地に係る借入金の処理**（70.5億円）

これまでの方針を継続し、債務処理を進める。

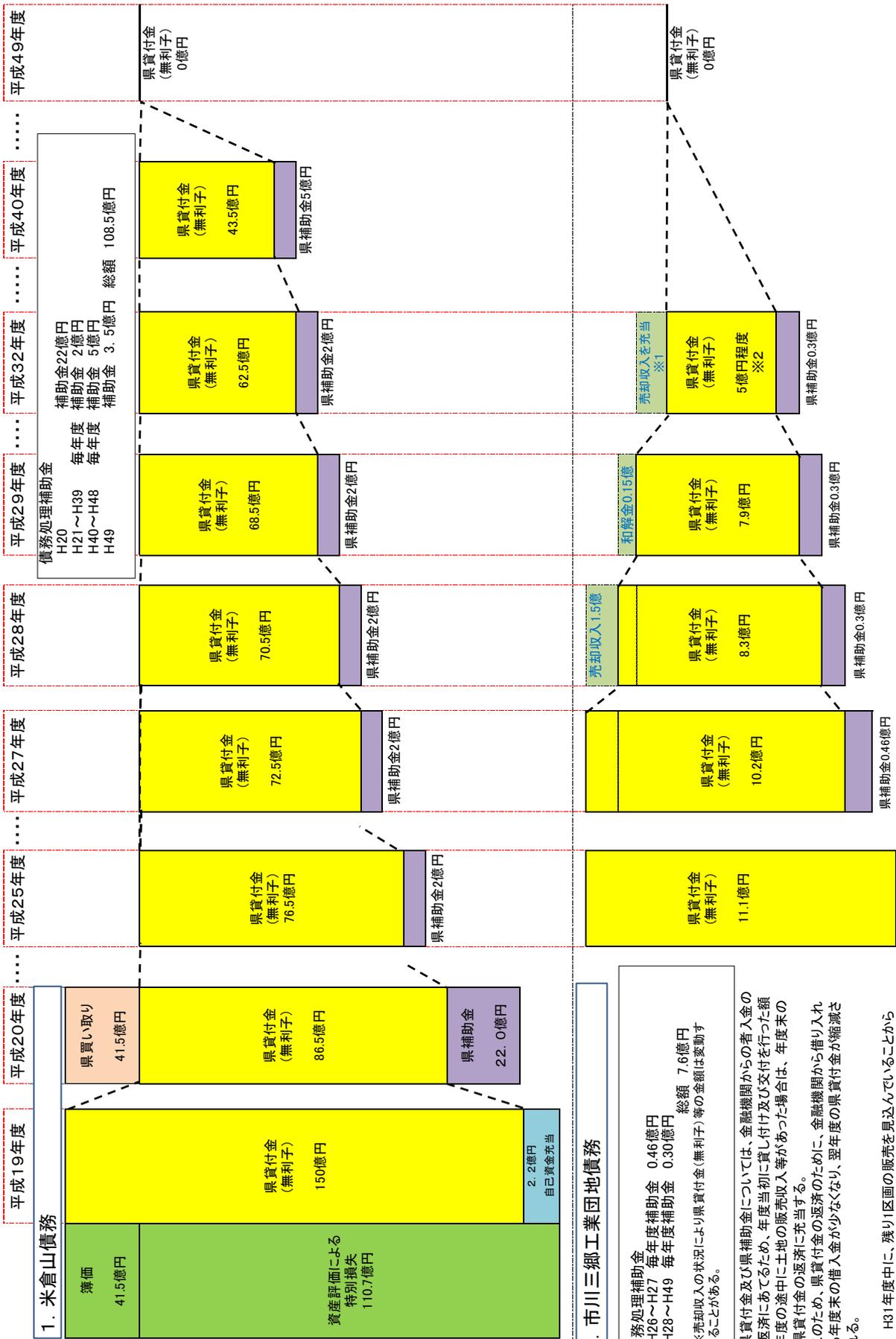
○ **市川三郷工業団地に係る借入金の処理**（8.3億円）

市川三郷工業団地の修復による借入金と、隣接未分譲地の造成に伴う借入金を合わせた8.3億円の借入金について、八田御勅使南地区拠点工業団地の未分譲区画の売却収入を債務処理に充当し、平成49年度の解散に向け、県の支援による債務処理を進める。

第6 改革の点検評価

改革プランの実施状況について、毎年度、経営検討委員会に報告を行い、点検評価を実施する。また、実施期間中において、大きな状況の変化があった場合は、必要に応じて本プランの改定を検討する。

債務処理のスキーム



公益財団法人山梨県環境整備事業団(第三次)改革プラン
(経営健全化方針)の実施状況

令和3年2月

1 令和元年度事業概要

(1) 山梨県環境整備センター（明野処分場）について

環境整備センターについては、平成21年5月に公共関与による管理型の廃棄物最終処分場として操業を開始したが、二度の漏水検知システムの異常検知の発生により、平成25年12月に施設の閉鎖を決定し、平成27年1月に最終覆土が完了した。現在は、施設の安全性に十分に留意しながら浸出水処理等の維持管理を行っている。

令和元年度は、処分場周辺的生活環境への影響を調査するため、浸出水等の水質検査等の環境モニタリングを定期的実施したが、生活環境への異常は認められなかった。

(2) 一般廃棄物最終処分場（かいのくにエコパーク）について

笛吹市境川町の処分場については、県内に一般廃棄物の最終処分場がない状況等を踏まえ、県内全市町村の一般廃棄物を対象とする処分場として山梨県市町村総合事務組合（以下、組合）により整備され、平成30年12月から操業を開始した。

環境整備事業団は、廃棄物処理法第15条の6に基づき、組合からの委託を受けて、整備・運営を行っていくことになり、平成24年5月には、組合と協定を締結し、県内の一般廃棄物処理体制の整備に向け、組合と一体となり事業に取り組むこととした。

令和元年度は、県内の市町村等から排出される焼却灰等の受入れを行うとともに、処分場周辺的生活環境への影響を調査するため、周辺地下水等の水質について環境モニタリングを定期的実施したが、生活環境への異常は認められなかった。

※一般廃棄物最終処分場の施設概要

施設	一般廃棄物最終処分場	浸出水処理方式	アルカリ凝縮沈殿法
設置場所	笛吹市境川町上寺尾地内	浸出水処理能力	約120m ³ /日
全体面積	約12.5ha	遮水構造	底辺部:2重遮水シート+水密アスファルトコンクリート 法面部:2重遮水シート
埋立面積	約2.9ha		
全体埋立容量	30.2万m ³		
廃棄物埋立量	約22万m ³		
埋立方式	サンドイッチ+セル方式	埋立開始日	平成30年12月3日
埋立構造	準好気性埋立	埋立完了予定日	令和20年11月30日

※廃棄物の受入状況

県内各排出自治体からの廃棄物の受入状況は以下のとおり。

【廃棄物受入実績】

(単位:t)

廃棄物の種類	H30 (H30.12~H31.3)	R1	合計
焼却残渣	3,919	12,856	16,775
焼却灰	1,248	3,356	4,604
飛灰	2,671	8,692	11,363
混合灰	0	808	808
不燃性残さ	907	2,496	3,403
合計	4,826	15,352	20,178

2 令和元年度決算について

(1) 損益の状況

一般正味財産増減の部のうち、経常収益3億円余は、県からの補助金、指定正味財産からの振り替え、受託事業に係る委託料収入、管理費負担金収入、維持管理引当金取崩収入等であった。維持管理引当金取崩収入は維持管理引当金の一部を令和元年度の環境整備センターの維持管理費に充てるため取崩したものである。

経常費用3億円余は、施設の減価償却費、委託費等であった。

環境整備センターの閉鎖に伴い、基幹収入である料金収入は0円であるが、県から事業団の財務基盤の安定を図ることを目的として1億円余の財政支援を受けたため、経常収益計から経常費用計を差し引いた当期経常増減額は0円となった。

当期経常外増減額は0円であるため、当期経常増減額と当期経常外増減額を合計した当期一般正味財産増減額は0円となった。

指定正味財産増減の部については、施設の減価償却に応じて一般正味財産へ振り替えを行った。

これらの結果、正味財産期末残高は、1億5千1百万円余となった。

※正味財産増減計算書（前年度比）

（単位：円）

	令和元年度 (H31.4.1 ~R2.3.31)	平成30年度 (H30.4.1 ~H31.3.31)	増減
I 一般正味財産増減の部			
1 経常増減の部			
(1) 経常収益			
受取補助金(県)	104,869,625	74,996,746	29,872,879
受取補助金(指定正味財産からの振替)	12,538,402	12,538,402	0
受託事業収入(建設工事委託料収入)	11,170,787	1,840,905,129	△ 1,829,734,342
受託事業収入(運営・維持管理委託料収入)	150,732,574	33,424,736	117,307,838
管理費負担金収入	7,632,837	5,675,690	1,957,147
他勘定への振り替え(未成工事前受金)	0	△ 1,840,905,129	1,840,905,129
維持管理引当金取崩収入	5,000,000	5,000,000	0
その他	8,173,803	5,486,251	2,687,552
経常収益計	300,118,028	137,121,825	162,996,203
(2) 経常費用			
① 事業費			
減価償却費	30,158,758	30,158,758	0
委託費	199,535,518	120,207,485	79,328,033
他勘定への振り替え(未成工事支出金)	0	△ 1,840,905,129	1,840,905,129
工事請負費	0	1,765,163,000	△ 1,765,163,000
その他	55,126,126	51,117,703	4,008,423
② 管理費			
役員報酬	4,674,920	4,651,560	23,360
その他	10,622,706	6,728,448	3,894,258
経常費用計	300,118,028	137,121,825	162,996,203
当期経常増減額	0	0	0
2 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	0	0	0
一般正味財産期首残高	△ 2,037,800	△ 2,037,800	0
一般正味財産期末残高	△ 2,037,800	△ 2,037,800	0
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	166,556,701	179,095,103	△ 12,538,402
一般正味財産への振替額	△ 12,538,402	△ 12,538,402	0
指定正味財産期末残高	154,018,299	166,556,701	△ 12,538,402
III 正味財産期末残高	151,980,499	164,518,901	△ 12,538,402

※正味財産増減計算書（会計別）

（単位：円）

科 目	公益目的事業会計			法人会計	内部取引消去	合 計
	うち明野分	うち受託分				
I 一般正味財産増減の部						
1. 経常増減の部						
(1) 経常収益						
受取補助金(県)	97,236,787	97,236,787	0	7,632,838		104,869,625
受取補助金 (指定正味財産からの振替額)	12,538,402	12,538,402	0	0		12,538,402
受託事業収入 (建設工事委託料収入)	11,170,787	0	11,170,787	0		11,170,787
受託事業収入 (運営・維持管理委託料収入)	150,732,574	0	150,732,574	0		150,732,574
管理費負担金収入	0	0	0	7,632,837		7,632,837
維持管理引当金取崩収入	5,000,000	5,000,000	0	0		5,000,000
その他	8,141,852	8,141,852	0	31,951		8,173,803
経常収益計	284,820,402	122,917,041	161,903,361	15,297,626		300,118,028
(2) 経常費用						
減価償却費	30,158,758	30,158,758	0	0		30,158,758
委託費	199,535,518	70,209,267	129,326,251	0		199,535,518
その他	55,126,126	22,549,016	32,577,110	15,297,626		70,423,752
経常費用計	284,820,402	122,917,041	161,903,361	15,297,626		300,118,028
当期経常増減額	0	0	0	0		0
2. 経常外増減の部						
(1) 経常外収益						
経常外収益計	0	0	0	0		0
(2) 経常外費用						
経常外費用計	0	0	0	0		0
当期経常外増減額	0	0	0	0		0
一般正味財産期首残高	-	-	-	-	-	△ 2,037,800
一般正味財産期末残高	-	-	-	-	-	△ 2,037,800
II 指定正味財産増減の部						
当期指定正味財産増減額						0
指定正味財産期首残高	-	-	-	-	-	166,556,701
一般正味財産への振替額	△ 12,538,402	△ 12,538,402	0	0	0	△ 12,538,402
指定正味財産期末残高	-	-	-	-	-	154,018,402
III 正味財産期末残高	-	-	-	-	-	151,980,499

(2) 資産及び負債の状況

事業団が保有する資産は、流動資産1億6千3百万円余、環境整備センターの建物等の固定資産4億4千4百万円余など、合計6億8百万円余となった。

負債は、流動負債4億3千1百万円余、維持管理引当金の固定負債2千5百万円余、合計で4億5千6百万円余となった。

また、正味財産は、1億5千1百万円余となった。

※貸借対照表

(単位:円)

	令和元年度 (R2.3.31現在)	平成30年度 (H31.3.31現在)	増減
I 資産の部			
1 流動資産			
現金預金	137,947,815	139,026,884	△ 1,079,069
未収入金	25,850,976	13,201,980	12,648,996
流動資産合計	163,798,791	152,228,864	11,569,927
2 固定資産			
基本財産	30,000,000	30,000,000	0
建物	296,507,763	326,485,067	△ 29,977,304
構築物	1	1	0
維持管理積立金資産	25,099,000	30,099,000	△ 5,000,000
土地	92,452,800	92,452,800	0
その他	642,650	824,104	△ 181,454
固定資産合計	444,702,214	479,860,972	△ 35,158,758
資産合計	608,501,005	632,089,836	△ 23,588,831
II 負債の部			
1 流動負債			
未払金	154,613,424	144,387,918	10,225,506
短期借入金	264,800,000	288,661,000	△ 23,861,000
前受金	11,923,772	4,285,347	7,638,425
預り金	84,310	137,670	△ 53,360
流動負債合計	431,421,506	437,471,935	△ 6,050,429
2 固定負債			
維持管理引当金	25,099,000	30,099,000	△ 5,000,000
固定負債合計	25,099,000	30,099,000	△ 5,000,000
負債合計	456,520,506	467,570,935	△ 11,050,429
III 正味財産の部			
1 指定正味財産			
基本財産	30,000,000	30,000,000	0
国庫補助金	42,115,554	46,373,488	△ 4,257,934
県補助金	81,902,745	90,183,213	△ 8,280,468
指定正味財産合計	154,018,299	166,556,701	△ 12,538,402
2 一般正味財産			
一般正味財産合計	△ 2,037,800	△ 2,037,800	0
正味財産合計	151,980,499	164,518,901	△ 12,538,402
負債及び正味財産合計	608,501,005	632,089,836	△ 23,588,831

3 経営改善に向けた取り組みについて

(1) 環境整備センターの維持管理コストの縮減

第一次改革プランでのコスト縮減策として導入した長期継続契約について、浸出水処理施設運転管理等業務委託や機械警備業務委託において引き続き実施した。また、浸出水の状況に応じて、水処理施設の運転をきめ細かく管理することにより、電気料等の縮減を図った。

(2) 要員計画の見直し

令和元年度は県派遣職員等は8名の体制となっており、前年度から2名削減した。効率的な運営を図れるよう、今後も事業内容を考慮した人員の配置を行う等適宜見直しを行っていく。

(3) 経営支援補助金について

1 経営支援補助金の概要

事業団の財務基盤の安定を図るため、事業団が事業主体となって実施した廃棄物最終処分場の整備・運営事業等により生じた事業損失を補填するための補助金。

2 令和元年度の決算

令和元年度の事業損失は、1億円余となり、県は損失を補填するため、同額の経営支援補助金を交付した。

経営健全化方針に基づく取組状況（令和2年度）

○法人名：公益財団法人 山梨県環境整備事業団

○経営健全化方針を策定した理由

・本県では、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の将来負担比率に算入された額（県負担見込額）の状況等から、（公財）山梨県環境整備事業団を含む経営が悪化していると判断された5法人（注1）について、弁護士、公認会計士、学識経験者等の外部の専門家を含めた「山梨県出資法人経営検討委員会」を設置し、改革の方向性等の検討を行い、その検討結果に基づき「改革プラン」を策定し、必要に応じ改定を行ってきました。

・総務省通知「第三セクター等の経営健全化方針の策定について」（平成30年2月20日付け総財公第26号総務省自治財政局公営企業課長通知）により、相当程度の財政的リスクが存在する第三セクター等と関係を有する地方公共団体は、抜本的改革を含む経営健全化のための具体的な対応等を内容とする経営健全化のための方針（以下「経営健全化方針」という。）の策定・公表が求められたところ、本県では、「公益財団法人山梨県環境整備事業団改革プラン」に基づき、当該法人に対し、経営支援補助金の交付、短期無利子資金の貸付、市中金融機関等からの借入金に対する損失補償等の財政的支援を行っていることから、経営健全化方針の策定要件（4）「その他、各地方公共団体において経常収支など当該法人の経営状況等を勘案し、経営健全化の取組が必要である法人」に該当するものと判断し、当該改革プランを「経営健全化方針」としても位置付け、引き続き抜本的改革を推進することとしました。

（注1） 山梨県土地開発公社、（公財）山梨県環境整備事業団、
（公財）山梨県農業振興公社、山梨県住宅供給公社、（公財）山梨県林業公社
（林業公社については平成28年度解散）

○財政的リスクの状況

	平成29年度 決算（注2）	平成30年度 決算（注3）	令和元年度 決算（注3）
損失補償、債務保証及び 短期貸付けの合計額（A）	486,318千円	436,661千円	438,661千円
標準財政規模（B）	261,114,964千円	258,035,370千円	260,600,194千円
実質赤字比率	3.75%	3.75%	3.75%
（A）／（B）	0.19%	0.17%	0.17%

（注2） 経営健全化方針の策定が必要となった決算年度の数値

（注3） 直近の決算年度の数値

第2 これまでの経営改善の取り組み

- 1. 第一次改革プランに基づく取り組み (H23年度～24年度)
 - 事業団では、搬入確保対策の実施や長期継続契約の導入について順次取り組んだ。
 - 県では、経営支援補助金の創設・実施や短期無利子貸付の継続等の財政支援、県職員を派遣する人的支援を行った。
- 2. 第二次改革プランに基づく取り組み (H25年度～28年度)
 - 事業団では、安全に配慮しつつコスト削減に努め、浸出水処理経費の縮減、事務所の統合、要員の合理化等に取り組んだ。
 - また、施工業者等に対し、異常検知及び施設閉鎖に起因する損害賠償請求訴訟を提起し、その遂行に最大限努力を行った。
 - 県では、引き続き、経営支援補助金の交付や短期無利子貸付等の財政支援と、県職員派遣による人的支援を行った。

第3 環境整備センターの収支見直し

- 第二次改革プランの策定後、次のとおりセンターの収支見直しへ影響を与える状況の変化が生じた。
 - ・ 環境省と扱いを協議中であつた施設整備に対する国庫補助金について、平成27年1月に最終覆土工事が完了したことに伴い、約38百万円を返還することが確定。(第二次改革プランにおける最終赤字額は、当該返還額を加えた額であり、約54億92百万円となる)
 - ・ 消費税率を5%で推計していたが、平成26年4月に8%へ引き上げられ、更に平成31年10月には10%へと引き上げられる見込みであり、影響額は39百万円程度と試算される。
 - また、センターの維持管理経費などについても、項目ごとには第二次改革プランの想定との乖離もみられるが、事業団の経営改善に向けた取り組みにより、全体的には概ね計画どおりに推移しており、最終赤字額は、国庫補助金返還額約38百万円を考慮した第二次改革プランにおける最終赤字額とほぼ同額の54億84百万円と見込まれる。
 - なお、平成28年度までに県から交付された経営支援補助金等を考慮すると、今後、処分場の廃止を想定する平成36年度までに処理が必要となる赤字額は、約9億35百万円が見込まれる。

第4 経営改善に向けた今後の取り組み

- 1. 計画期間
 - 平成29年度から平成32年度までの4年間とする。
- 2. 経営方針
 - 現在、センターは、最終覆土を完了し、浸出水(汚水)処理等の維持管理を行っているが、引き続き、地元との協定に基づき安全に配慮しつつ、できる限りコスト削減を図り効率的な運営に努める必要がある。
 - また、2度におわたる異常検知等に関する求償について、引き続き、その遂行に最大限努力していく。
- 《経営改善に向けた主な取り組み》
 - ・ センターの維持管理コストの縮減
 - ・ 異常検知及び施設閉鎖に関する損害額の回収への取り組み
 - ・ 要員計画の見直し
- 3. 県による支援
 - (1) 財政支援
 - 経営支援補助金の継続、短期無利子貸付の継続、損失補償の継続
 - (2) 人的支援
 - 引き続き、県職員を派遣し、事業遂行に必要な組織体制を構築

第5 進行管理

事業団は、毎年度、プランの実施状況及び経営状況について県に報告する。

(公財)山梨県環境整備事業団(第三次)改革プランの概要

第1 経緯

- 1. 「公共関与による産業廃棄物最終処分場の整備方針」の策定
 - 《整備方針の概要》
 - ・ 県内を5地区に区分し、管理型最終処分場を整備
 - ・ 最終処分場の用地は、県及び市町村が協力して選定
 - ・ 民間事業者、市町村及び県の出捐により事業主体となる財団法人を設立
- 2. 財団法人山梨県環境整備事業団の設立
 - 平成6年11月、産業界、市町村及び県の出捐により財団法人山梨県環境整備事業団を設立。

3. 事業団による処分場事業の推進

- (1) 山梨県環境整備センター(明野処分場)
 - ①センターの概要
 - 平成21年5月、本県で初めての公共関与による管理型の廃棄物最終処分場として北杜市明野町において操業を開始した。
 - ②センターの経営改善に向けた取り組み
 - 景気低迷に伴い企業の生産活動が低下する中、事業団は平成21年6月に経営審査委員会を設置し収支計画の見直し等を行った結果、34億57百万円の赤字が見込まれることとなり、委員会の提言を踏まえ、県と事業団が一体となりセンターの活用促進の取り組みを進めた。
 - ③漏水検知システムの異常検知の発生及び施設の閉鎖
 - 平成22年10月に1度目の漏水検知システムの異常検知が発生し、これに伴う受入停止の影響等を踏まえて収支計画の見直しを行い、平成23年5月、46億71百万円の赤字見込みとなることを公表した。
 - 平成24年3月から受入を再開したが、平成24年12月に2度目の異常検知が発生したため、事業団は廃棄物の受入を再度停止し、調査委員会による原因究明調査を実施した。
 - 平成25年7月、調査委員会から同様の損傷が他にも存在し再び異常が検知される可能性を完全に否定できないことなどが報告され、廃棄物の受入再開には、裁判を提起して施工業者等に施設の補修を求めめるか、事業団が自ら補修を行い、安定的な操業が可能施設とする必要があるとなった。
 - しかしながら、いずれの方策も受入停止が長期に及び処分場としての信頼性を喪失し、赤字の更なる拡大により県民理解を得ることは困難であることから、県は、平成25年11月に、施設を閉鎖せざるを得ないこと、この影響を考慮した最終赤字額が54億54百万円(国庫補助金返還額を除く)となることなどを公表した。

(2) 一般廃棄物最終処分場の整備

- 次期処分場については、平成19年12月に笛吹市境川町地内に建設地を決定し、事業団が産業廃棄物及び一般廃棄物を対象とする最終処分場の整備計画を推進してきた。
- しかしながら、次期処分場の収支見直しについて推計した結果、一般廃棄物に関しては、処理責任を有する市町村が費用総額を負担することにより収支均衡となるが、産業廃棄物に関しては約63億円の最終赤字になることが見込まれることとなった。
- このため、県は、平成23年5月、産業廃棄物の最終処分場の整備を当面凍結すべきものと判断し、次期処分場は県内全市町村の一般廃棄物を対象とする処分場として整備する方向で、市町村等と協議を行うこととした。
- その結果、平成24年度から山梨県市町村総合事務組合が事業主体となり、事業団へ委託して一般廃棄物最終処分場の整備・運営が行われることとなり、平成30年中の操業開始に向けて建設工事が進捗している。

4. 事業団の必要性

センターについては、施設閉鎖後も、汚水処理等の維持管理を適正に行っていく必要がある。また、県内全市町村により整備が進められている一般廃棄物最終処分場については、山梨県市町村総合事務組合から委託を受け事業団が整備及び運営管理を行っていくこととなっている。

公益財団法人山梨県環境整備事業団（第三次）改革プラン

平成29年3月

山 梨 県

目 次

第1 経緯	1
1 「公共関与による産業廃棄物最終処分場の整備方針」の策定	
2 財団法人山梨県環境整備事業団の設立	
3 事業団による処分場事業の推進	
(1) 山梨県環境整備センター(明野処分場)	
(2) 一般廃棄物最終処分場の整備	
4 事業団の必要性	
第2 これまでの経営改善の取り組み	7
1 第一次改革プラン	
(1) 第一次改革プランの策定	
(2) 経営改善の内容と実施状況	
2 第二次改革プラン	
(1) 第一次改革プランの見直し	
(2) 経営改善の内容と実施状況	
第3 環境整備センターの収支見直し	12
第4 経営改善に向けた今後の取り組み	14
1 計画期間	
2 経営方針	
3 県による支援	
(1) 財政支援	
(2) 人的支援	
第5 進行管理	15

第1 経緯

1 「公共関与による産業廃棄物最終処分場の整備方針」の策定

全国的に産業廃棄物最終処分場のひっ迫が強まる中、県では、平成4年7月に産業界、有識者、市町村等からなる「廃棄物処理施設対策委員会」を設置し、本県の廃棄物対策の方向性に関する議論をお願いした。

廃棄物処理施設対策委員会は、数次にわたる議論を経て、平成5年3月に県に対し、「県は、民間処理を補完する観点から最終処分場の確保に関与する必要がある。」等の報告を行った。

県では、報告を踏まえ、平成5年9月に「公共関与による産業廃棄物最終処分場の整備方針」(以下「整備方針」という。)を策定し、施設整備の基本的な考え方、具体的な推進方策等を示した。整備方針では、県内を5地区に区分し管理型最終処分場を整備すること、最終処分場の用地は県及び市町村が協力して選定すること、民間事業者、市町村及び県の出捐により事業主体となる財団法人を設立することなどを定めた。

2 財団法人山梨県環境整備事業団の設立

財団法人山梨県環境整備事業団(以下「事業団」という。)は、整備方針に基づき、平成6年11月に産業界、市町村及び県の出捐により設立された。事業団は、公共関与による安全性と信頼性が確保できる産業廃棄物最終処分場などの整備・運営を行い、廃棄物処理の先導的な役割を果たし、県民の生活環境の保全と産業の健全な発展に寄与することを目的としている。

3 事業団による処分場事業の推進

(1) 山梨県環境整備センター(明野処分場)

センターの概要

山梨県環境整備センター(以下「センター」という。)は、本県で初めての公共関与による管理型の産業廃棄物最終処分場として、北杜市明野町において平成21年5月に操業を開始した。

施設整備に当たっては安全性を重視し、施設面では、埋立地に多重の遮水構造を設けてリスクの低減を図るとともに、浸出水(汚水)処理施設では最新技術を導入することにより、有害物質等を国の基準を上回る水質レベルまで除去することを可能とした。また、施設の管理運営に当たっては、平成18年6月に北杜市、事業団、県の3者で締結した「明野産業廃棄物最終処分場に係る公害防止協定書」に基づき、安全な管理運営に努めている。

山梨県環境整備センターの概要

施設	管理型廃棄物最終処分場	埋立構造	準好気性埋立
		浸出水処理方式	生物処理 + 物理化学処理 + 高度処理
所在地	北杜市明野町浅尾	浸出水処理能力	80m ³ /日
全体面積	11.2ha	遮水構造	底面部：ペントナイト混合土 2重シート 法面部：自己修復性シート 2重シート
埋立面積	2.5ha		
全体埋立容量	28万m ³		
廃棄物埋立量	21万m ³		
埋立形式	サンドイッチ方式	埋立期間	5.5年

センターの経営改善に向けた取り組み

(ア) 財団法人山梨県環境整備事業団経営審査委員会の設置

センターの操業開始前の平成20年5月に開催された事業団の理事会及び評議員会に示された概算収支計画では、最終収支差額として18百万円余りの黒字を見込んでいた。しかしながら、平成21年5月の操業開始時には、リーマンショックに端を発した景気低迷による企業の生産活動の低下に伴う産業廃棄物排出量の減少やリサイクルの進展による産業廃棄物最終処分量の減少などの様々な要因により、操業開始当初から廃棄物の搬入量が概算収支計画から大きく乖離することが見込まれる状況であった。

このため、事業団では、概算収支計画の見直し等に向け調査検討を行うため、平成21年6月に財団法人山梨県環境整備事業団経営審査委員会(以下「委員会」という。)を設置し、その見直しに着手した。

委員会では、収支差額を左右する最大の要素は料金収入であり、その影響因子は、操業開始後の契約状況や景気変動であるとして、センターの産業廃棄物搬入見込みを推計し、概算収支計画の見直しを行った。

推計・試算では、

- ・ 厳しい経済状況下での操業開始となったこと
- ・ 埋立期間を5.5年という短期間に設定したこと
- ・ 安定的に一定量の搬入が見込める一般廃棄物の焼却灰等の受入を除外したこと
- ・ 最終処分量が減少傾向にある中で、民間処分場との価格競争の影響が想定よりも大きかったこと

など複数の要因により、料金収入は概算収支計画で見込んでいた約49億円から、約15億円へと大幅に減少するものと分析し、その結果、「現行の概算収支計画については、現状では達成が困難」であり、「収支差額として34億57百万円の赤字が見込まれる」との結論に至った。

また、委員会からは経営改善に向けて、

- ・ 地元の理解を得た上での埋立期間の延長や一般廃棄物の焼却灰等の受入
- ・ 契約量に応じて受入料金を弾力的に運用するなど、より一層の営業努力を行う中で搬入量を確保
- ・ 経費の節減

などの提言がなされた。

(イ) 委員会からの提言を受けての取り組み

委員会の提言を受け、事業団はセンターを有効活用し、赤字を極力縮減することを目的として、平成22年3月から、受入料金単価を引き下げる改定（料金表ベースの単純平均で18.8%）を行った。

また、平成22年4月1日に知事が事業団の理事長に就任するとともに、県庁を挙げてセンターの活用促進等を図るため、平成22年4月13日に「廃棄物最終処分場対策本部」が設置され、県と事業団が一体となって、センターの活用促進等に取り組む体制が整備された。

県は、平成22年5月26日にセンターの活用促進策を取りまとめ、県と事業団が一体となった取り組みを進めた。

主な取り組み項目

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・ 県が行う公共事業等から排出される産業廃棄物の搬入確保・ 各排出事業者に対する要請（国、市町村の公共事業など）・ 産業廃棄物処理事業者に対する要請・ 産業廃棄物の適正処理の推進（一時保管されている廃棄物の処理促進の要請） |
|--|

漏水検知システムの異常検知の発生及び施設の閉鎖

(ア) 1度目の異常検知

センターの搬入量が着実に増加を始めた矢先の平成22年10月4日、漏水検知システムが異常を検知していたことが判明、上層遮水シートの破損のおそれがあったことから、原因究明調査を実施することとなり、廃棄物の受入を中止せざるを得ない状況となった。

このような予期せぬトラブルにより、委員会の収支計画に少なからず影響が生じることが見込まれ、また、平成22年3月に平成20年度の廃棄物実態調査結果が公表され、県内の産業廃棄物の最新の排出動向等が明らかになったことなどから、県は、平成23年5月にセンターの収支見通し等を含む「山梨県環境整備センター（明野）の収支見通し等について」を取りまとめ、公表した。

「山梨県環境整備センター（明野）の収支の見通し等について」の概要

- ・ 廃棄物の搬入見込量は、6万7千トンと当初計画の29.3%と見込まれる。
- ・ 最終赤字額は、委員会が示した約35億円から12億円程度拡大し、46億71百万円と見込まれる。

しかしながら、センターは、本県の産業廃棄物の適正処理を確保するため、多くの関係者の理解をいただきながら既に多額の資金を投じて建設されたものであり、できるだけ早期に廃棄物の受入を再開させた上で、引き続き、その機能を発揮していく必要があるため、廃棄物の搬入促進に向けた取り組みを推進するとした。

公表時において原因究明調査が継続中であったことから、上記の試算は、平成23年10月の受入再開を仮定して行った。

1度目の異常検知に起因する原因究明調査経費や料金収入の減少等の損害額（約3億82百万円）については、事業団の負担として推計が行われているが、事業団では平成24年11月に施工業者及び埋立等管理業者に対して同額の賠償を請求する訴訟を提起し、平成29年3月現在において係争中である。

（イ）2度目の異常検知及び施設の閉鎖

センターは、1度目の漏水検知システムによる異常検知に伴い、約1年5ヶ月の間、廃棄物の受入を停止していたが、安全管理委員会において施設の安全性が確認されたことなどにより、平成24年3月19日から受入を再開し、できるだけ速やかにセンターの営業を軌道に乗せるため、搬入実績を有する処理業者を中心に積極的な営業活動を展開し、受入停止前に近い搬入量を確保し、着実に搬入されるようになった。

こうした状況を踏まえ、知事は平成24年12月議会において、公害防止協定において埋立開始から5.5年以内と定められている廃棄物の埋立期間について北杜市に対し延長の協議をしていくことを表明したが、平成24年12月19日に2度目の異常検知が発生したため、再度、廃棄物の受入を停止せざるを得ない状況となった。

事業団では、学識経験者などで構成する調査委員会を設置し原因究明調査を行い、平成25年7月29日に調査結果が報告された。

調査結果の概要

- ・ 施工過程等において、漏水検知システムの銅線交点部に瞬間的に強い荷重がかかったことにより、上層遮水シートに微小な損傷が生じ、この損傷を介して電流が流れたことが原因である。
- ・ 上層遮水シートの損傷箇所からの汚水漏れの形跡はなく、また、地下水の水質分析結果にも異常はなく、施設全体の安全性は保たれている。
- ・ センターの埋立地においては、同様の損傷が他にも発生している可能性を完全に否定することはできず、今後の廃棄物等の埋立に伴い、再び異常が検知される可能性は完全には否定できない。
- ・ 異常検知が発生した場合、廃棄物の受入を長期間停止するなど、処分場の管理運営に多大な負担と支障を及ぼすと推測される。

調査結果を踏まえ、事業団から施工業者等に対して、同様の異常検知が発生しないよう必要な対策の検討と実施を求めてきたが、施工業者等からは、要請に応じられないとの回答があった。

このため、今後、センターが廃棄物の受入を再開するためには、裁判を提起して施工業者等に施設の補修を求めるか、事業団が自ら補修を行い、安定的な操業の継続が可能な施設とすることが必要となった。

しかし、いずれの方策も廃棄物の受入停止の状態が長期に及び処分場としての信頼性を喪失し、また赤字の更なる拡大により県民負担が増加するため県民の理解を得ることは困難であることから、県は、平成25年11月に「山梨県環境整備センターに関する今後の対応について」をとりまとめ、センターの廃棄物の受入再開を断念し、施設を閉鎖せざるを得ないこと、この影響を考慮した最終赤字額が54億54百万円となることなどを公表した。

これを受け、事業団では、平成25年12月に施設の閉鎖を決定し、施設の閉鎖後は、最終覆土を行い、引き続き、地下水のモニタリングを実施するなど、施設の安全性に十分留意しながら適切に浸出水（汚水）処理などの維持管理を行っている。

なお、近年、全国的な産業廃棄物最終処分場のひっ迫が緩和していることなどを踏まえ、本県では、当面、公共関与による新たな最終処分場の設置を凍結しており、センターの閉鎖に伴い、県内に産業廃棄物最終処分場はなくなることになるが、今後は、県内及び全国の産業廃棄物処理量やリサイクル技術の進展などを踏まえ、必要に応じて、産業界、廃棄物処理業界及び市町村等の意見を伺いながら、廃棄物最終処分場の設置の必要性や整備手法などについて検討することとした。

(2) 一般廃棄物最終処分場の整備

センターに続く次期処分場については、峡東地区最終処分場整備検討委員会の検討結果を踏まえ、平成19年12月に県が、笛吹市境川町上寺尾区内における甲府市及

び峡東3市の間処理施設の建設予定地を含む区域内に建設地を決定し、事業団が産業廃棄物及び一般廃棄物を対象とする最終処分場の整備計画を推進してきた。

次期処分場の整備計画の概要（当初整備計画）

施設規模	全体面積：約12ha 埋立容量：約60万m ³	受入品目	産業廃棄物：14品目 一般廃棄物：3品目
概算工事費	約87億円	埋立期間	15年以上

しかしながら、次期処分場の収支見通しについて産業廃棄物と一般廃棄物を区分して推計した結果、一般廃棄物に関しては、処理責任を有する市町村が費用総額を負担することにより収支均衡となるが、産業廃棄物に関しては、最終処分量の減少等を踏まえ、維持管理期間が終了する平成66年時点の最終収支が約63億円の赤字になることが見込まれることとなった。

このため、従来計画により整備した場合は、新たに多額の税金を投入することが必要になり県民の理解を得ることは困難であることから、県は、平成23年5月、産業廃棄物の最終処分場の整備については、当面、凍結すべきものと判断し、次期処分場は県内全市町村の一般廃棄物を対象とする処分場として整備する方向で、市町村等と協議を行うこととした。

その結果、平成24年度から、県内の全市町村で構成される山梨県市町村総合事務組合が事業主体となり、事業団へ委託して一般廃棄物最終処分場の整備及び管理運営が行われることとなった。

事業団は、平成26年度に処分場の建設及び運営を行う業者を決定した上で、平成27年度から建設工事に着手し、平成30年中の操業開始に向けて計画どおりに整備が進捗している。

一般廃棄物最終処分場の概要

施設規模	全体面積：約12ha 埋立容量：約30万m ³	受入品目	一般廃棄物 ：焼却灰、飛灰、不燃物残さ等
概算工事費	約53億円	埋立期間	約20年

4 事業団の必要性

センターについては、施設を閉鎖せざるを得なくなったが、閉鎖後においても、北杜市、事業団、県の三者で締結した「明野廃棄物最終処分場に係る公害防止協定書」に基づき、浸出水（汚水）処理等の維持管理を適正に行っていく必要がある。

また、山梨県市町村総合事務組合が事業主体となり整備が進められている一般廃棄物最終処分場については、組合の委託を受けて事業団が整備及び運営管理を行っていくこととされている。

第2 これまでの経営改善の取り組み

1 第一次改革プラン

(1) 第一次改革プランの策定

総務省から第三セクター等の改革についてのガイドラインが示され、また公益法人制度改革関連法が施行されるなど、財政健全化が求められる中、事業団の経営状況について、外部有識者等からなる山梨県出資法人経営検討委員会における検証を行い、事業団の経営改善に向けた検討を行うこととした。

事業団の中核的事業であるセンターの経営状況は、リサイクルの進展による産業廃棄物最終処分量の減少等により、当初計画した料金収入が確保できず、また1度目の異常検知の影響等もあり、非常に厳しい経営状況となり、平成21年の操業開始以降、平成23年度まで赤字決算が続くこととなった。

このため、金融機関及び県からの借入金並びに国、県補助金を財源に整備されたセンターは、整備費借入金の返済原資や運営費を県からの新たな借入金に依存せざるを得ず、平成23年度決算において債務超過が見込まれることとなった。

一方、平成20年12月に施行された公益法人制度改革関連法に基づく新たな公益法人制度において、平成25年11月までに新制度での財団法人への移行申請を行わないと事業団は自動的に解散となり、また、移行後も純資産が2期連続して3百万円を下回ると、その決算確定後に開催された定時評議員会の終結時に解散することとなるため、正味財産を維持し、存続要件を満たすことが必要となった。

このため、平成24年2月に第一次改革プランを策定し、経営改善に向けた取り組みを進めるとともに、事業団の財務基盤を安定させるため、県による財政支援を実施することとした。

収支見通し（第一次改革プラン策定時）

	平成20年度	平成21年度 決算	平成22年度 決算	平成23年度 決算見込み	平成24年度 予算	平成25年度	平成26年度	平成26年度 受入終了後～
正味財産期首残高	1,416	1,416	950	198	456	1,016	1,573	3,315
経常収益	料金収入		62	107	0	254	250	164
	その他		193	12	4	6	6	6
経常費用	減価償却等		513	541	385	521	519	1,642
	その他		208	330	273	299	294	270
単年度損益		466	752	654	560	557	1,742	1,355
期末残高	1,416	950	198	456	1,016	1,573	3,315	4,670

項目	金額
土地	111
基本財産	30
期末残高	3
最終収支	4,814
計	4,670

受入れ廃棄物量	合計	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
概算収支計画	231,244	35,576	40,023	44,470	44,470	44,470	22,235
受入れ見込み量	58,792	3,234	7,435	0	18,285	18,011	11,827

原因究明調査の長期化による料金収入の減などにより、収支は143百万円悪化し、4,814百万円の赤字となる見込み。
 主な要因・・・料金収入の減:約119百万円 調査経費の増:約96百万円 経費の見直し: 72百万円 など

(2) 経営改善の内容と実施状況

《経営改善に向けた取り組み》

搬入確保対策の実施
長期継続契約の導入
事務所の統合
要員計画の見直し

搬入確保対策の実施及び 長期継続契約の導入について

平成24年3月の受入再開を機に順次取り組みを実施し、着実な廃棄物の搬入及び埋立管理業務委託費等の長期継続契約による経費削減の効果があつたが、同年12月に2度目の異常検知が発生し、受入を停止したことに伴い、取り組みを継続することが不可能となった。

事務所の統合及び 要員計画の見直しについて

平成26年4月に甲府事務所をセンターへ移転・統合し、これに併せて組織及び要員の合理化を図った。

なお、事業団は平成25年7月1日に公益財団法人へ移行した。

《県による支援》

県は、事業団の財務基盤の安定化を図るための経営支援補助金の創設・実施や短期無利子貸付の継続等の財政支援、県職員を派遣する人的支援を行った。このうち、経営支援補助金については、平成23年度及び平成24年度において計2億26百万円を交付した。

2 第二次改革プラン

(1) 第一次改革プランの見直し

センターは、第一次改革プランの想定にほぼ等しい平成24年3月19日から廃棄物の受入を再開し、その後は、受入停止前に近い水準の搬入量を確保し、着実な搬入が続いたが、同年12月に2度目の異常検知が発生し、原因究明調査の結果等を踏まえ検討を行った結果、操業の継続は困難との結論に至り、事業団は平成25年12月に施設の閉鎖を決定した。

このことに伴い、第一次改革プランにおける収支見通しに大幅な変更が生じることとなり、改めて収支の見直しを行った結果、受入停止及び施設の閉鎖に伴う料金収入の減少や、原因究明調査経費などにより、最終赤字額は6億40百万円拡大し、5億4千万円となることを見込まれた。

収支見通し（第二次改革プラン策定時）

		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度 ～平成36年度
正味財産期首残高		1,416	1,416	950	198	435	1,208	1,858	3,878
経常収益	料金収入		62	107	6	168			
	その他		193	12	9	6	6	7	61
経常費用	減価償却等		513	541	400	674	385	1,608	444
	その他		208	330	248	273	271	419	1,049
単年度損益			466	752	633	773	650	2,020	1,432
期末残高		1,416	950	198	435	1,208	1,858	3,878	5,310

項目	金額
土地	111
基本財産	30
期末残高	3
最終収支	5,454
計	5,310

受入れ廃棄物量	合計	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
概算収支計画	231,244	35,576	40,023	44,470	44,470	44,470	22,235
受入れ実績	23,992	3,234	7,435	494	12,830	0	0

2度目の異常検知および施設の閉鎖などにより、収支は640百万円悪化し、5,454百万円の赤字となる見込み。
 主な要因・・・料金収入の減:約494百万円 最終覆土方法変更による経費の増:約151百万円 水処理施設関連経費の増:約130百万円 など

最終覆土を行った後の維持管理期間を10年と見込み、収支見通しを策定している。

施設整備に対して交付を受けた国庫補助金（約4億59百万円）について、環境省との協議により財産処分に伴う返還が必要になった場合、最終赤字額は、上表の最終収支額に当該返還額を加えた額となる。環境省との協議の結果、財産処分にあたっては国庫補助金の返還が必要となり、平成27年1月に最終覆土工事が完了したことをもって返還額が約38百万円に確定した。このため、第二次改革プランにおける最終赤字額は54億92百万円となる。

2度目の異常検知に起因する調査経費や料金収入の減少等の損害額約5億61百万円については、事業団の負担として推計が行われているが、事業団では、平成26年3月、施設の閉鎖による損害も含めて、施工業者等に対し約10億46百万円の損害賠償請求の訴訟を提起した。平成28年11月に第一審判決が言い渡されたが、判決を不服として控訴し、平成29年3月現在において係争中である。

(2) 経営改善の内容と実施状況

《経営改善に向けた取り組み》

第二次改革プランにおいては、次の4項目を経営改善に向けた主な取り組みとし、施設閉鎖後のセンターについて、地元との協定に基づき安全に配慮しつつ、できる限りコスト縮減を図り効率的な運営に努めるとともに、漏水検知システムの異常検知に係る損害賠償請求訴訟の遂行に最大限努力することとした。

センターの維持管理コストの縮減 異常検知及び施設閉鎖に関する損害額の回収への取り組み 甲府事務所とセンターの統合による財団運営費の節減・合理化 要員計画の見直し

センターの維持管理コストの縮減について

最終覆土後の維持管理期間において、事業団では、浸出水（汚水）量の減少等に応じて、浸出水処理施設の運転をきめ細かく管理し電気使用量の削減を図るなど、維持管理期間中の主要業務である浸出水処理経費の縮減に努めている。

しかしながら、第二次改革プランでは、環境省が作成した維持管理費用算定ガイドラインに基づき、光熱水費が埋立期間中に対して6割強低減するものとして推計したが、生物処理工程など稼働の抑制が困難な工程があることや、電気料金の値上げの影響により、平成27年度の低減幅は1割程度となった。

また、センターの事業用地は大半が地元財産区等からの借地であるが、埋立及び最終覆土工事の終了に伴い、平成26年度中に覆土仮置き場等の用地を返還するとともに、引き続き使用する用地について、平成28年5月の契約期間満了に際して財産区等と協議を行い、平成28年6月から新たな借地単価が適用されている。

異常検知及び施設閉鎖に関する損害額の回収への取り組みについて

2度にわたる異常検知及び施設閉鎖に起因して発生した損害について、事業団は施工業者等に対し、平成24年11月に第一次訴訟を、また平成26年3月に第二次訴訟を甲府地方裁判所に提起した。

各訴訟は平成26年5月に併合され、複数回の口頭弁論等を経て平成28年4月に結審し、同年11月には埋立等管理業者に対し約1億74百万円の支払いを命じる判決が言い渡されたが、事業団は、判決を不服として、同月、第一審と同じ相手に同額の損害賠償額を求め控訴した。

甲府事務所とセンターの統合による財団運営費の節減・合理化について

平成26年4月に甲府事務所をセンターへ移転・統合し、甲府事務所で要していた事務所使用料等の削減を図った。

要員計画の見直しについて

事務所の統合効果に加え、維持管理期間移行後の業務の状況等を勘案して、センターにおける要員の合理化を図った。

なお、埋立終了後における最終処分場の維持管理を確実に実施するため、施設の設置者等は廃棄物処理法に基づき、埋立期間中にあらかじめ埋立終了後の維持管理に必要となる費用を積み立てることとされているが、事業団は、平成26年度に、それまで積み立てた額（5億61百万円）を一括して費用計上し、同年度以降の維持管理費に順次取り崩して充当していくこととした。

この結果、年度ごとの収支に変化が生じることとなったが、全体の収支見込みへの影響はない。

《県による支援》

県は、第一次改革プランに引き続き、経営支援補助金の交付や短期無利子資金の貸付等の財政支援と、県職員派遣による人的支援を行った。

このうち、経営支援補助金については、平成25年度から平成28年度までの4年間に
おいて計23億1百万円を交付する見込みとなっており、この結果、平成23年度以降の
交付総額（赤字処理額）は44億27百万円となる見込みである。

第3 環境整備センターの収支見通し

第二次改革プランの策定後において、次のとおりセンターの収支見通しへ影響を与える状況の変化が生じた。

また、センターの維持管理経費などについても、項目ごとには第二次改革プランの想定との乖離もみられるが、事業団の経営改善に向けた取り組みにより、全体的には概ね計画どおりに推移しており、最終赤字額は、国庫補助金返還額を考慮した第二次改革プランにおける最終赤字額（54億92百万円）とほぼ同額の約54億84百万円となることが見込まれる。

なお、平成28年度までに県から交付された経営支援補助金並びに施設整備に対して国及び県から交付された補助金の平成29年度以降の按分額等を考慮すると、今後、処分場の廃止を想定する平成36年度までに処理が必要となる赤字額は、約9億35百万円が見込まれる。

国庫補助金の返還額の確定

施設整備に対して国から交付を受けた国庫補助金に関し、センターの閉鎖に伴う財産処分について環境省と協議中であったが、財産処分にあたっては補助金の返還が必要となり、平成27年1月に最終覆土工事が完了したことに伴い、約38百万円を国へ返還することとなった。

消費税率の引き上げ

第二次改革プランにおける収支見通しでは、消費税率を5パーセントとして推計しているが、平成26年4月に8パーセントへ引き上げられ、更に平成31年10月には10パーセントへと引き上げられる見込みであり、これによる影響額を試算すると39百万円程度となる見込みである。

(単位:百万円)

		平成20年度 ~平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成25年度 ~平成28年度 小計	平成29年度 ~平成36年度
正味財産期首残高		1,416	1,208	1,842	4,123	4,210		4,237
経常収益	料金収入	343	0	0	0	0	0	0
	その他	220	6	282	112	126	526	118
経常費用	減価償却等	2,128	385	1,608	30	30	2,053	384
	その他	1,059	255	955	169	123	1,502	856
単年度損益		2,624	634	2,281	87	27	3,029	1,122
期末残高		1,208	1,842	4,123	4,210	4,237		5,359

項目	金額
土地	92
基本財産	30
期末残高	3
最終収支	5,484
計	5,359

最終収支は、第二次改革プランの5,492百万円(国補返還額を含む。)に対して、8百万円程度改善する見込み。

(主な要因)・・・電気料等維持管理経費の増:約64百万円 消費税引き上げによる経費の増:約39百万円
要員計画見直しによる人件費の減: 約21百万円 借地単価見直しによる経費の減: 約89百万円

最終覆土を行った後の維持管理期間を10年と見込み、収支見通しを策定している。

平成28年度までの赤字額については、県から経営支援補助金約4億27百万円を交付して補填済みとなっている。従って、平成29年度から処分場の廃止を想定する平成36年度までに処理が必要となる赤字額は、当該期間中における単年度損益の合計額約1億22百万円から、施設整備に対して国及び県から交付された補助金の按分額等約1億87百万円を控除した、約9億35百万円と見込まれる。

第4 経営改善に向けた今後の取り組み

1 計画期間

本プラン(第三次)の計画期間は、平成29年度から平成32年度までの4年間とする。

ただし、異常検知等に関する求償についての収入の計上など、センターの収支見通しなどに大幅な変更が生じた場合には、必要に応じてプランの見直しについて検討を行うこととする。

2 経営方針

現在、センターは、最終覆土を完了し、浸出水(汚水)処理等の維持管理を行っているが、引き続き、地元との協定に基づき安全に配慮しつつ、できる限りコスト縮減を図り効率的な運営に努める必要がある。

また、2度にわたる異常検知等に関する求償について、引き続き、その遂行に最大限努力していく。

《経営改善に向けた主な取り組みと工程表》

経営改善に向けた主な取り組み

センターの維持管理コストの縮減
異常検知及び施設閉鎖に関する損害額の回収への取り組み
要員計画の見直し

工程表

	平成29年度		平成30年度		平成31年度		平成32年度	
維持管理コストの縮減	-----		-----		-----		-----	▶
損害額回収の取り組み	-----		-----		-----		-----	▶
要員計画の見直し	-----		-----		-----		-----	▶

3 県による支援

事業団は、今後も、廃棄物処理法に基づき、処分場を廃止するまでの間、浸出水（汚水）処理等の維持管理を適正に行っていく必要がある。また、山梨県市町村総合事務組合から委託を受けて一般廃棄物最終処分場の整備及び運営管理を行っていく必要があることから、引き続き、県による財政支援及び人的支援を行うこととする。

（１） 財政支援

経営支援補助金の継続

事業団の財務基盤の安定を図るため、平成２３年度に創設した経営支援補助金による支援を引き続き実施する（別紙）。

短期無利子貸付の継続

金融機関への支払利子を軽減し、損失の拡大を抑制するために、引き続き短期無利子貸付を継続する。

損失補償の継続

事業団が借り入れた資金の借り換えなどが円滑に行われるために、金融機関から借り入れた資金について、損失補償を行う。

（２） 人的支援

県の政策として実施してきた最終処分場事業を今後も効果的、効率的に推進するため、引き続き、県職員を派遣し、事業遂行に必要な組織体制を構築する。

第 5 進行管理

事業団は、毎年度、本プランの実施状況及び経営状況について県に報告する。

また、県は、その結果を検証の上、山梨県出資法人経営検討委員会に報告を行い、点検評価を実施する。

別紙

経営支援補助金について

法人としての存続要件である、純資産額(正味財産期末残高)3百万円を維持できるよう、毎年度発生する事業損失額を対象に補助金を交付する。

各年度の事業損失額は、法人税法の所得計算に基づき、単年度損益(正味財産増減額)に整備費補助金(1,386百万円)を按分の上収益として計上して、算出する。

H28年度までの補助実績及び第三次改革プランの計画期間中の各年度の補助見込額は、下表のとおり。

(単位:百万円)

		H21~24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	第三次改革プランの計画期間				H33~36年度	合計
							H29年度	H30年度	H31年度	H32年度		
単年度損益(正味財産増減額)	A	2,624	634	2,281	87	27	46	154	132	127	663	6,775
整備費補助金の各年度における按分額	B	490	64	644	13	13	13	13	13	13	110	1,386
事業損失額	C=A+B	2,134	570	1,637	74	14	33	141	119	114	553	5,389
補助金額		2,126	576	1,637	74	14	33	141	119	114	528	5,362
補助後の正味財産期末残高		918	859	215	202	189	176	163	150	137	3	

補助金額・・・最終年度は、補助後の正味財産期末残高が3百万円となる額を補助する

5,359 + 正味財産期末残高 3 = 補助金 5,362

環境整備センターの収支見通し(P13参照)

基本財産 30
整備費補助金 1,386

(単位:百万円)

		H20年度	H21~24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	第三次改革プランの計画期間				H33~36年度	合計
								H29年度	H30年度	H31年度	H32年度		
正味財産期首残高		1,416	1,416	1,208	1,842	4,123	4,210	4,237	4,283	4,437	4,569	4,696	
経常収益	料金収入		343										343
	その他		220	6	282	112	126	78	10	5	5	20	864
経常費用	減価償却		2,128	385	1,608	30	30	30	30	30	30	264	4,565
	その他		1,059	255	955	169	123	94	134	107	102	419	3,417
単年度損益(正味財産増減額)			2,624	634	2,281	87	27	46	154	132	127	663	6,775
正味財産期末残高		1,416	1,208	1,842	4,123	4,210	4,237	4,283	4,437	4,569	4,696	5,359	

項目	金額
土地	92
基本財産	30
期末残高	3
最終収支	5,484
計	5,359

正味財産期末残高は、公益法人会計基準に基づく決算額とする

減価償却

(単位:百万円)

(単位:百万円)

	要償却額	償却方法	減価償却額										
			H21~24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度	H33~36年度	
本体建設工事	2,164	生産高比例法	588		1,576								
浸出水処理施設	1,241	定額法	612	153	32	30	30	30	30	30	30	264	
開業費	1,160	定額法	928	232									
	4,565		2,128	385	1,608	30	30	30	30	30	30	264	